【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 2023年12月18日

【事業年度】 第25期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 GMOフィナンシャルゲート株式会社

【英訳名】 GMO Financial Gate, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉山 憲太郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

【電話番号】 03-6416-3881(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレートサポート本部本部長 玉井 伯樹

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

【電話番号】 03-6416-3881(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレートサポート本部本部長 玉井 伯樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月
売上高	(千円)	2,379,019	3,691,567	7,089,506	10,295,454	15,909,069
経常利益	(千円)	226,579	428,752	619,341	745,831	1,114,159
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	134,820	291,858	411,378	472,523	746,433
包括利益	(千円)	134,820	254,375	372,784	479,959	781,688
純資産額	(千円)	3,044,163	4,018,167	4,376,410	4,670,657	5,115,795
総資産額	(千円)	4,885,196	6,124,865	7,136,119	6,638,014	9,262,240
1株当たり純資産額	(円)	390.59	483.74	513.46	545.23	592.97
1株当たり当期純利益	(円)	18.75	39.92	50.99	57.32	90.25
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	39.36	49.40	56.70	89.74
自己資本比率	(%)	57.5	62.4	59.1	67.8	53.0
自己資本利益率	(%)	4.9	8.8	10.2	10.8	15.9
株価収益率	(倍)	-	139.0	333.9	112.0	118.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	339,077	537,312	957,075	212,184	865,913
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	171,712	336,749	465,672	531,214	529,945
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	227,167	684,596	3,810	303,036	1,280,529
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	3,135,493	2,946,028	3,433,620	2,387,185	4,003,682
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	48 (10)	58 (13)	81 (21)	96 (28)	108 (40)

- (注) 1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 - 2.第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、当社は2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 3.第21期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 4.従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 5 . 第20期において子会社における過年度の売上計上に係る誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による 累積的影響額14,962千円を第21期の連結計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正に よる修正再表示を反映している第21期の連結財務諸表の数値と定時株主総会において承認された連結計算書 類の数値が一部異なっております。
 - 6.当社は、2020年2月14日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割及び2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

- 7.当社は株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については連結財務諸表において自己株式として計上しております。なお、1株当たり情報については以下のとおり算定しております。
 - 1株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております(第24期以前 該当なし 第25期 18,800株)。
 - 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております(第24期以前 該当なし 第25期 18,627株)。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		2019年 9 月	2020年 9 月	2021年9月	2022年 9 月	2023年 9 月
売上高	(千円)	2,040,761	3,379,443	6,705,833	9,735,097	15,281,084
経常利益	(千円)	148,627	426,306	759,691	532,769	1,179,896
当期純利益	(千円)	104,694	296,697	579,153	354,508	961,918
資本金	(千円)	1,173,309	1,533,123	1,605,446	1,617,987	1,629,932
発行済株式総数	(株)	119,839	3,948,370	4,106,320	4,130,110	8,305,340
純資産額	(千円)	2,738,021	3,754,347	4,318,960	4,487,755	5,113,122
総資産額	(千円)	4,402,378	5,748,652	6,946,505	6,281,209	9,093,206
1 株当たり純資産額	(円)	380.79	475.43	525.90	543.31	617.07
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	40.00 (-)	51.00 (-)	58.00 (-)	46.00 (-)
1 株当たり当期純利益	(円)	14.56	40.58	71.78	43.00	116.31
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	40.02	69.55	42.54	115.65
自己資本比率	(%)	62.2	65.3	62.2	71.4	56.2
自己資本利益率	(%)	3.9	9.1	14.3	8.1	20.0
株価収益率	(倍)	-	136.8	237.2	149.3	91.6
配当性向	(%)	-	49.3	35.5	67.4	39.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	37 (9)	46 (13)	63 (21)	79 (28)	93 (35)
株主総利回り (比較指標:配当無し TOPIX)	(%)	- (-)	- (-)	307.6 (124.9)	117.0 (112.9)	193.7 (142.9)
最高株価	(円)	-	13,620	34,650	38,700	12,700 (17,790)
最低株価	(円)	-	4,965	11,340	10,010	7,200 (12,300)

- (注) 1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 - 2.第21期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 - 3.第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、当社は2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 4. 第21期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 5.従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。

- 6.当社は、2020年2月14日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割及び2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第22期から第24期の1株当たり配当額については、2023年1月17日付の株式分割前の配当額を記載しております。
- 7.第21期から第22期の株主総利回り及び比較指標については、2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。第23期以降の株主総利回り及び比較指標については、第22期末を基準として算定しております。
- 8.最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しており、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2020年7月15日に東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、第25期の株価については2023年1月17日付の株式分割後の最高・最低株価を記載しており、括弧内に株式分割前の最高・最低株価を記載しております。
- 9. 当社は株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については財務諸表において自己株式として計上しております。なお、1株当たり情報については以下のとおり算定しております。
 - 1株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております(第24期以前 該当なし 第25期 18,800株)。
 - 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております(第24期以前 該当なし 第25期 18,627株)。

2 【沿革】

当社の前身である株式会社シー・オー・シーは、デビットカード(J-Debit)の通信・決済代行を行う情報処理センターとして、株式会社アイネス、メモレックス・テレックス株式会社、エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア株式会社及び株式会社データ・アプリケーションの共同出資により1999年に設立されました。

その後、2010年にGMOペイメントゲートウェイ株式会社(以下、「GMO-PG」という。)の持分法適用関連会社としてGMOインターネットグループ入りしました。2015年に商号を「GMOフィナンシャルゲート株式会社」に変更し、2016年9月にGMO-PGを引受先とした第三者割当増資を行いGMO-PGの連結子会社となりました。

株式会社シー・オー・シー設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

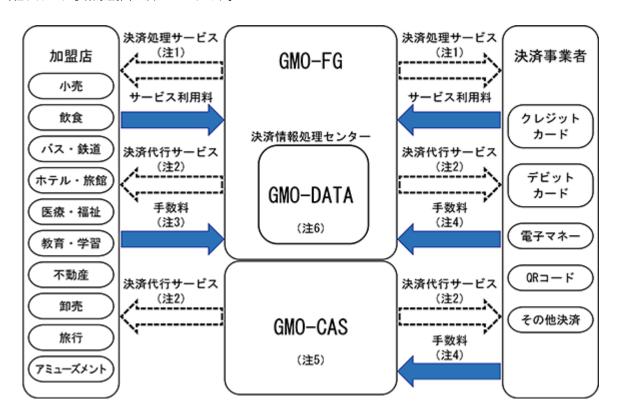
年月	概要
1999年 9 月	東京都港区赤坂において、デビットカード(J-Debit)の通信・決済代行を行う情報処理センターとして株式会社シー・オー・シー(現当社)を設立(資本金60百万円)
2000年 1 月	日本デビットカード推進協議会に加入、同年3月デビットカード(J-Debit)決済サービス開始
2000年 3 月	資本金を205百万円に増資、発行済株式総数4,100株
2001年8月	日本クレジットカード協会から情報処理センター認定取得、クレジット決済サービス開始
2002年 2 月	資本金を385百万円に増資、発行済株式総数7,700株
2009年 2 月	本社を神奈川県川崎市に移転
2009年11月	全株式を株式会社アイネスが取得
2009年12月	資本金を410百万円に増資、発行済株式総数8,700株
2010年 1 月	全株式をGMO-PGが株式会社アイネスから取得
2010年 1 月	普通株式300株を 1 株に併合 発行済株式総数29株
2010年 1 月	資本金を411百万円に増資、発行済株式総数155株、GMO-PGの持分法適用関連会社となる
2010年3月	本社を東京都渋谷区に移転
2010年 9 月	資本金を減少 資本金46百万円
2011年 9 月	三菱UFJキャピタル株式会社及びSMBCベンチャーキャピタル株式会社を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を79百万円に増資
2011年10月~12月	三井住友カード株式会社、株式会社クレディセゾン及びユーシーカード株式会社等を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を107百万円に増資
2012年7月	ユーシーカード株式会社から包括代理加盟店契約権を許諾され、クレジットカード決済代行サービス開始
2012年8月	銀聯カード決済サービス提供を開始
2014年 4 月	NFC対応の決済端末の運用開始
2015年 4 月	商号を「GMOフィナンシャルゲート株式会社」へ変更
2015年 5 月	GMO-PG、大和企業投資株式会社、三菱UFJキャピタル株式会社及びみずほキャピタル株式会社を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を229百万円に増資
2015年 9 月	資本金を減少 資本金100百万円
2016年 1 月	ハイブリッド型決済端末VEGA3000の発売開始

年月	概要
2016年 6 月	楽天 R ポイントを軸に加盟店開拓事業会社とアライアンス合意し加盟店獲得開始
2016年 9 月	GMO-PG等を引受先とした第三者割当増資を実施、資本金を1,173百万円に増資、GMO-PGの連結子 会社となる
2016年 9 月	グローバルカードシステム株式会社(現GMOカードシステム株式会社)を100%子会社化
2016年12月	主力端末VEGA3000に、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のT-POINT処理アプリケーションを追加搭載
2017年 3 月	株式会社NTTドコモが d ポイント処理アプリ搭載端末にVEGA3000を選定
2017年 3 月	クレジットカード決済に関する世界標準のセキュリティ基準PCIDSSに完全準拠し、決済情報処理センターとしての堅確性・セキュリティレベルを確立
2017年 4 月	株式会社北國銀行がクレジットカード会社としてのライセンスを得て、加盟店獲得事業展開に際してVEGA3000の採用を決定
2017年 6 月	VEGA3000のPOS連動アプリケーションが完成
2017年10月	事業領域拡大戦略として、組込端末による決済サービス立上げを決定し、NAYAX社端末を選定して飲料メーカー・自販機メーカーへの営業活動を開始
2017年12月	りそな銀行グループがクレジットカード会社のライセンスを取得し、加盟店向け端末にVEGA3000の採用を決定
2018年 1 月	株式会社伊藤園の飲料自販機にNAYAX組込端末を搭載、りそな銀行の首都圏店舗ロビーに設置開 始
2018年 4 月	中国系QR決済 Alipay、WeChatPay対応のアプリケーションを開発し決済サービス開始
2019年 2 月	ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社、三井住友カード株式会社との新たなアライアンス協 議を推進し、三井住友カード株式会社と基本合意書締結
2019年 8 月	三井住友カード株式会社と合弁でGMOデータ株式会社(現連結子会社)を設立
2020年 7 月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年 7 月	オールインワン型多機能決済端末steraの出荷開始
2021年7月	オールインワンモバイル決済端末stera mobileの出荷開始
2022年 4 月	株式上場市場を東京証券取引所グロース市場に区分変更
2023年12月	監査等委員会設置会社に移行

3 【事業の内容】

当社グループは、当社(GMO-FG)及び当社連結子会社のGMOカードシステム株式会社(GMO-CAS)並びにGMOデータ株式会社(GMO-DATA)の3社からなり、電子商取引(EC)事業者を対象とする非対面決済サービス事業を展開するGMOペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社として、キャッシュレス決済市場において対面決済サービス事業を展開しております。なお、当連結会計年度において当社グループは、対面決済サービス事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下、当社グループの事業について、決済処理サービス、決済代行サービスに分けてその内容を記載します。

当社グループ事業系統図は次のとおりです。



(注) 1.決済処理サービスは次のとおりに分類されます。

決済端末販売

決済情報処理センター接続サービス

売上情報処理サービス

ヘルプデスク・サービス

印字用ロール紙販売

モバイル決済端末に関わる通信サービス

決済アプリケーション

その他決済情報処理及び決済情報提供サービス

- 2.決済代行サービスは、包括加盟代理サービス並びに加盟店取次サービスに分類されます。
- 3. 加盟店の売上代金より、当社が直接差引く手数料。
- 4.加盟店の売上金額に応じて、決済事業者より入金される手数料。
- 5.GMO-CASは決済代行サービスを提供しております。
- 6.GMO-DATAは決済情報処理センターを運営しております。

(1) 売上高の区分

当社グループは、提供する対面決済サービスについて、サービスの内容に従って「イニシャル」「ストック」「フィー」「スプレッド」の4つに売上を区分しております。

当社グループにとって、決済端末は全てのビジネスの起点です。決済処理サービスにおいては、決済端末販売によりイニシャルが計上され、稼働端末台数の増加によりストック及びフィーが増加します。決済代行サービスにおいても、決済端末販売によりイニシャルが計上され、加盟店獲得がストック及びフィーの増加とともに、スプレッドの増加につながっております。

イニシャル	決済端末売上、決済端末付属品売上、開発受託売上、初期登録料売上等
ストック	クレジットカード会社や加盟店単位の月額固定売上、台数単位通信料売上等
フィー	クレジットカード及びデビットカード決済の処理件数に応じた処理料売上、 ロール紙売上等
スプレッド	GMV(決済処理金額)に応じた手数料売上

イニシャル

当社グループは、決済端末を各種決済サービスの起点として位置付けております。

加盟店が決済端末を導入する際には、当社は決済端末代金の請求に加えて、搭載アプリケーションのライセンス料や、加盟店の情報を決済処理センターに登録する登録費用等の初期費用をクレジットカード会社等の決済事業者または加盟店に請求しております。加えて、加盟店の個別要望に応じた端末アプリケーションの開発・カスタマイズ費用、アライアンス事業者との接続費用・決済アプリケーションの開発費用等を加盟店及び決済事業者等に請求しております。このようにスポット的にあるいは初回のみ売上請求するものを「イニシャル」と区分しております。加盟店数の増加やアプリケーション開発要望が多様化することがイニシャルの拡大に繋がります。

ストック

当社グループは、決済処理サービスを提供するにあたって、決済金額の明細データの提供やシステム接続サービス並びに通信環境の提供を行っており、その対価をクレジットカード会社等の決済事業者または加盟店に請求しております。これらはクレジットカード利用額や決済件数の規模に関わらず、月次あるいは定期的に請求し固定的に計上する売上です。このような固定的な売上を「ストック」と区分しています。累積の加盟店数や稼働端末台数、接続クレジットカード会社数などの増加がストックの拡大に繋がります。

フィー

当社グループは、加盟店と決済事業者に対して決済処理サービスを提供し、クレジットカード及びデビットカード決済の処理件数に応じた対価を請求しています。オンライン環境でリアルタイムの決済処理サービスを提供しており、通常は1件当たりの決済処理料を定め、月間の決済処理件数を乗じて請求しております。このような処理件数に比例した売上を「フィー」と区分しております。加えて、この決済処理サービスは24時間365日対応のヘルプデスク・サービスを包含しております。ヘルプデスク・サービスの利用料金は決済件数比例ではなく、利用回数に応じた料金を決済事業者または加盟店に請求しております。更に、決済端末において使用・費消されるロール紙にかかる売上もフィーに含めており、当該ロール紙代金は決済事業者または加盟店に請求しております。大型加盟店の獲得や稼働端末台数の増加に伴って売上処理件数が増加し、フィーが拡大します。一方、例外的に決済処理件数のボリューム幅毎に固定金額を定めて請求する契約もあり、この場合についての売上は「ストック」に区分しております。

スプレッド

スプレッドは、加盟店に対する決済代行サービスの提供によって得られる売上です。当社グループが、加盟店とクレジットカード会社等の決済事業者との契約をまとめて締結し、加盟店への決済代金の入金も各決済事業者に代わり一括して請負い、加盟店でのGMV(決済処理金額)に対し料率で課金する加盟店手数料がスプレッドです。また、当社グループが、決済代金の加盟店への入金に関わらない契約方式においては、加盟店の売上処理金額に応じて、クレジットカード会社等の決済事業者より、取次手数料が、当社グループに入金されます。加盟店手数料及び取次手数料を「スプレッド」と区分しています。加盟店数や稼働端末台数連動ではなく、GMV(決済処理金額)そのものに連動するため大型のチェーン店・専門店の獲得は勿論のこと、現金決済に代わるキャッシュレス決済の金額増加に伴ってスプレッドが拡大します。ただし、クレジットカード会社が当社グループを介さず、加盟店と直接契約を締結する場合はスプレッドは発生しないことから、GMV(決済処理金額)とスプレッドが完全に比例して拡大するわけではありません。

このように、加盟店数、稼働端末台数、決済処理件数、GMV(決済処理金額)という要素が相互に連携した形で当社グループの売上が構成されていますので、各要素の切り口からマネタイズポイントを拡大していくことが当社グループの成長に寄与します。なお、当連結会計年度において当社グループは、対面決済サービス事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、「決済処理サービス」及び「決済代行サービス」が当社グループを構成する事業となるため、以下その内容を記載します。

(2) 決済処理サービス

決済情報処理センター

決済処理サービスにおいては、小売・飲食等の加盟店が消費者に商品・サービスを販売する際に必要な、クレジットカード会社等の決済事業者の決済情報処理センター接続サービスを提供しております。

当社グループは決済情報の伝送について、電気通信事業法に基づく、届出電気通信事業者(旧 一般第二種電気通信事業者)として、日本クレジットカード協会(以下、JCCA)(注1)の共同利用システム(注2)に参加し、CCT(信用照会共同利用端末)(注3)の提供と「CCTセンター」と呼ばれる決済情報処理センターを運営しております。決済情報処理センターにおいては、24時間365日対応のヘルプデスク(コールセンター)も含めて運用を行い、物販・飲食・サービス等様々な業種の加盟店向けに安心・安全な決済処理サービスを提供しております。



GMOFINANCIAL GATE

この決済情報処理センターに接続する決済端末は、JCCAの求める機能要件を満たす必要があるため、当社グループが開発して、加盟店に提供しております。また、JCCAが関与しない加盟店独自の決済端末(POS端末)も提供しており、決済情報処理センターへの接続、決済処理が可能です。2023年9月末現在における、当社決済情報処理センター接続の稼働端末台数は約29万8千台、2023年9月期における当社クレジットカード及びデビットカードの決済処理件数は約4.8億件、GMV(決済処理金額)は約4.1兆円となっております。接続クレジットカード会社は銀行系・信販系・流通系など幅広く対応しており、デビットカード決済では、ゆうちょ銀行を含めた全国金融機関と接続しております。

- (注) 1. クレジットカード社会の健全な発展を目的に、銀行系クレジットカード会社によって1984年に発足したクレジット業界の総合団体
 - 2. 複数のクレジットカード会社が相乗りで利用する端末・センターの管理・運営の仕組み。
 - 3 . 信用照会共同利用端末(Credit Center Terminal)の略。

決済処理サービスに係るビジネスモデルについて

決済端末の接続方式による2つの売上区分と加盟店との契約方式による2つの売上区分の計4つに分類されます。なお、以下のCCT(信用照会共同利用端末)とはJCCAにおいて共同利用端末として登録された決済端末で、POS端末とはJCCAが関与しない加盟店独自の決済端末という位置づけです。

(接続方式)

a . CCT接続方式

決済情報処理センターが独自に定める通信手順を使用して端末を接続する方式で、決済端末の所有権はクレジットカード会社となります。

b.加盟店POS接続方式

加盟店が独自に準備した決済端末を、当社が定める通信手順を使用して端末を決済情報処理センターと接続する方式で、決済端末の所有権は加盟店となります。

(契約形態)

c . 直接加盟店契約

加盟店がクレジットカード会社と個別に契約する契約形態。

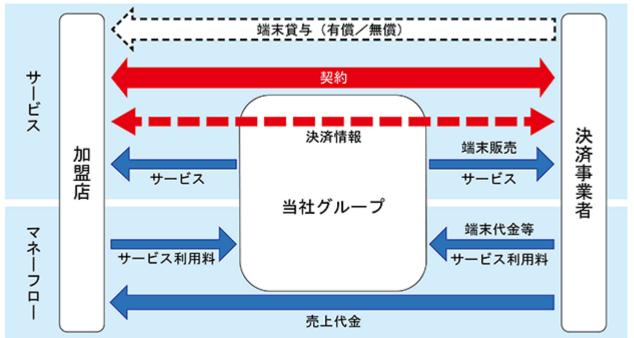
d . 包括加盟店契約

当社が加盟店を包括的に代理してクレジットカード会社と加盟店契約を締結する契約形態。

(a) CCT接続方式/直接加盟店契約

信用照会共同利用端末は、クレジットカード会社から加盟店に貸与(有償/無償)されます。 加盟店契約は、クレジットカード会社と加盟店間の直接契約になります。

加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から加盟店に直接入金されます。



当社は決済処理サービスに関して、以下をクレジットカード会社から頂戴します。

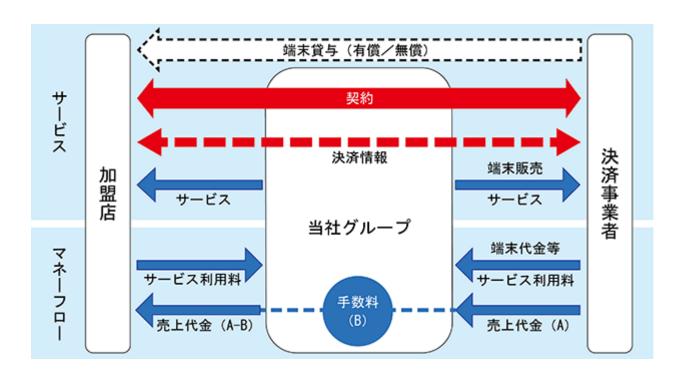
- · 信用照会共同利用端末代金
- ・決済情報処理センター接続サービスに関する基本料金及び各種サービス利用料
- ・決済処理料並びに加盟店が費消するロール紙代金

信用照会共同利用端末代金は、イニシャルとして計上しております。決済端末搭載のアプリケーション利用料 (注1)・モバイル型決済端末の通信料(注2)・決済代行サービスに関する各種サービス利用料は、ストックと して計上しております。決済情報処理センター接続サービスに関する各種サービス利用料及び売上情報処理等 による収入は、フィーとして計上しております。

- (注) 1.決済端末に搭載する、銀聯決済・各種電子マネー決済、QRコード決済等の決済処理に対応した、当社が開発 したアプリケーション
 - 2. モバイル型信用照会共同利用端末におけるモバイル通信に必要なSIMカードの月額基本料金

(b) CCT接続方式 / 包括加盟店契約

信用照会共同利用端末は、クレジットカード会社から加盟店に貸与(有償/無償)されます。 加盟店とクレジットカード会社との加盟店契約を当社が代行します。 加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から当社に入金され、当社が加盟店に入金します。



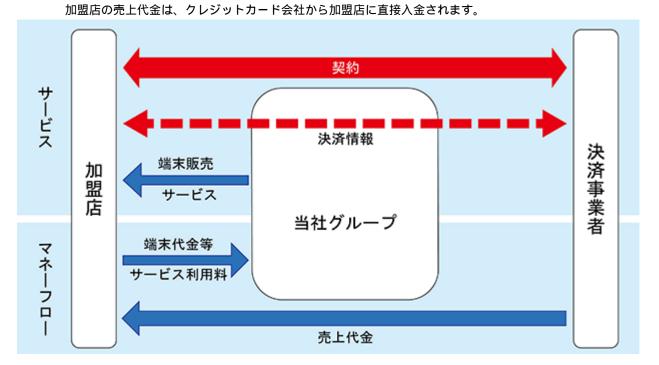
当社はクレジットカード会社からの収入に加え、以下を加盟店から頂戴します。

- ・加盟店の売上代金に対する手数料
- ・決済端末搭載のアプリケーション利用料
- ・モバイル型決済端末の通信料
- ・決済代行サービスに関する各種サービス利用料

信用照会共同利用端末代金は、イニシャルとして計上しております。決済端末搭載のアプリケーション利用料・モバイル型決済端末の通信料・決済代行サービスに関する各種サービス利用料は、ストックとして計上しております。決済情報処理センター接続サービスに関する各種サービス利用料及び売上情報処理等による収入は、フィーとして計上しております。加盟店の売上代金に対する手数料は、スプレッドとして計上しております。

(c) 加盟店POS接続方式/直接加盟店契約

決済端末は、当社グループから加盟店に直接販売します。 加盟店契約は、クレジットカード会社と加盟店間の直接契約になります。



当社は決済処理サービスに関して、以下を加盟店から頂戴します。

- ・決済端末代金
- ・決済情報処理センター接続サービスに関する基本料金及び各種サービス利用料
- ・決済処理料並びに加盟店が費消するロール紙代金
- ・決済端末搭載のアプリケーション利用料
- ・モバイル型決済端末の通信料

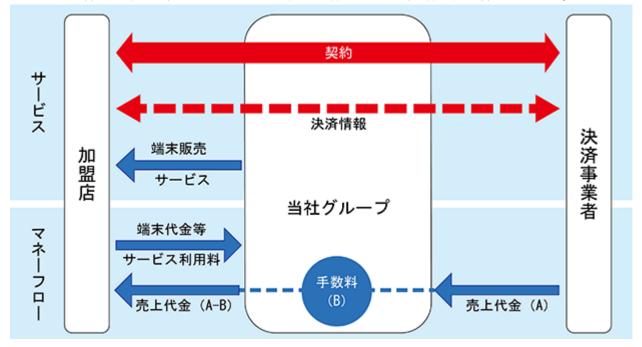
決済端末代金は、イニシャルとして計上しております。センター接続に関する収入及びアプリケーション利用料・モバイル型決済端末の通信料は、ストックとして計上しています。決済情報処理センター接続サービスに関する各種サービス利用料及び売上情報処理等による収入は、フィーとして計上しております。

(d) 加盟店POS接続方式/包括加盟店契約

決済端末は、当社グループが加盟店に直接販売します。

加盟店とクレジットカード会社との加盟店契約を当社が包括的に代理して行います。

加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から当社に入金され、当社が加盟店に入金します。



当社は決済処理サービスに関して、以下を加盟店から頂戴します。

- ・決済端末代金
- ・決済情報処理センター接続サービスに関する基本料金及び各種サービス利用料
- ・決済処理料並びに加盟店が費消するロール紙代金
- ・決済端末搭載のアプリケーション利用料
- ・モバイル型決済端末の通信料
- ・加盟店の売上代金に対する手数料

決済端末代金は、イニシャルとして計上しております。センター接続に関する収入及びアプリケーション利用料・モバイル型決済端末の通信料は、ストックとして計上しております。決済情報処理センター接続サービスに関する各種サービス利用料及び売上情報処理等による収入は、フィーとして計上しております。加盟店の売上代金に対する手数料は、スプレッドとして計上しております。

決済端末

当社グループにとって、基本的に決済端末はビジネスの起点となります。

当社グループは、国際的な決済技術の革新をいち早くとらえ、キャッシュレス決済市場における技術革新の取り 込みや経済合理性の高さの観点から、グローバルメーカー製の決済端末を調達し、加盟店に提供しております。

現状で主力となっているstera terminalをパナソニック株式会社経由で調達しているほか、台湾Castles Technology社製決済端末、中国PAX Technology社製決済端末などを調達しています。

当社グループの調達先であるグローバルメーカー各社の決済端末製造においては量産効果が働き、経済合理性に 優れた決済端末の調達が可能になっております。

加盟店が求めるキャッシュレス決済手段は、クレジットカード決済、デビットカード決済、電子マネー決済、QR コード決済、ポイントカード決済、プリペイドカード決済、ウォレット決済など多岐にわたります。

当社グループが提供する決済端末は、加盟店の求める多岐にわたるキャッシュレス決済手段に対応しております。当社グループの決済処理サービスは、「接触型」の主流であるクレジットカード決済、デビットカード決済のみならず、近年、主に少額決済シーンで利用が増加している「非接触型」の電子マネー決済、スマートフォンで表示・読取りを行う「コード型」の決済等の全てに対応可能な決済サービスです。

当社グループの決済処理サービスは、消費者が実店舗の店頭や自動販売機・自動精算機において選択する「接触型」「非接触型」「コード型」の3パターンの決済手段に1台の決済端末で対応しております。これにより、店頭や自動販売機・自動精算機における消費者への多様なキャッシュレス決済の利便性提供と、加盟店における現金授受・管理に伴う煩雑さからの解放によるサービス提供への注力など営業効率の向上が可能な決済サービスを実現しております。

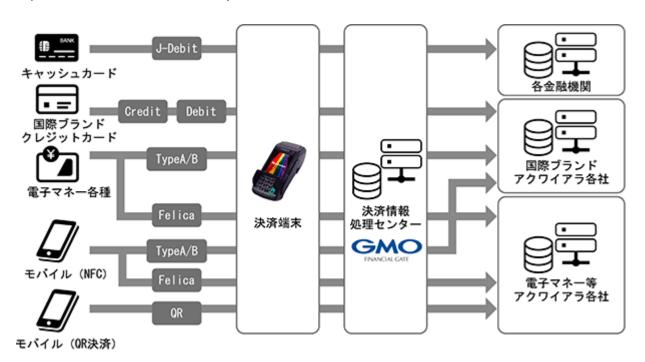
キャッシュレス決済手段の例は以下のとおりであります。

	接触型	非接触型	コード型
サービス	クレジットカード デビットカード プリペイドカード ギフトカード	クレジットカード デビットカード 全国版交通系電子マネー 全国版流通系電子マネー	バーコード決済 QRコード決済
インターフェース	磁気カード 接触ICカード	非接触ICカード タブレット スマートフォン	磁気カード タブレット スマートフォン
代表的なサービス	国際ブランドクレジットカード(Visa・Mastercard・JCB・AMEX・銀聯等) キャッシュカード 各種ポイントカード 各種プリペイドカード	国際ブランドクレジットカード(Visa・Mastercard・JCB・AMEX・銀聯等) 全国交通系電子マネー(Suica、PASMO等) 全国流通系電子マネー(iD・楽天Edy・WAON・nanaco) 各種ウォレット決済等	T-POINT・dポイント 等 PayPay・R Pay・LINE Pay・ d払い 等 Alipay・ WeChatPay 等

決済アプリケーション

キャッシュレス決済市場において決済端末を利用するためには、クレジットカード、デビットカード、各種ポイント、電子マネー、QRコード、ウォレット等の支払いに対応する決済アプリケーションを決済端末に搭載する必要があります。決済端末に搭載する決済アプリケーションは、開発要件定義を当社で行い、開発作業はグローバルメーカー日本支社や日本認定代理店に委託しています。決済端末アプリ開発作業を外部に委託することで、自社技術要員は主に決済情報処理センター側の機能開発やセキュリティ強化に注力することが可能となり、決済端末と決済情報処理センターが一体となったソリューションサービスの展開を実現しております。

(決済手段と決済処理サービス相関図)



当社グループが提供する決済端末搭載の決済アプリケーションは、Visa・Mastercard・JCBなどの国際ブランドのクレジットカード会社が発行するデビット・クレジットカード、交通・流通系電子マネー、Alipay・WeChatPay (注 1)、ウォレットでのQR・バーコード等様々なキャッシュレス決済に対応しております。また、改正割賦販売法への対応が求められているIC取引化(注 2)、PCIDSS(注 3)にも適応しており、法令対応の面でのサポートも充実しております。

このような多機能な決済アプリケーションが高く評価され、当社は、りそな銀行グループや北國銀行グループが 展開するキャッシュレス決済プラットフォーム(注4)において、パートナー企業の一社に選定されております。

- (注) 1.中国で一般的に広く利用されているスマートフォン決済アプリ。
 - 2.クレジットカード情報をICチップに暗号化して格納したICカードを、加盟店に設置されたICチップ読み取り機能を持ったクレジットカード決済端末で処理する取引。磁気ストライプ取引のようにクレジットカード情報を盗み取るスキミング被害は発生しない。
 - 3 . Payment Card Industry Data Security Standardの略。 加盟店やサービス・プロバイダにおいて、クレジットカード会員データを安全に取り扱う事を目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準。
 - 4. リそな銀行HPご参照(https://www.resonabank.co.jp/about/newsrelease/detail/20180830_868.html)

(3) 決済代行サービス

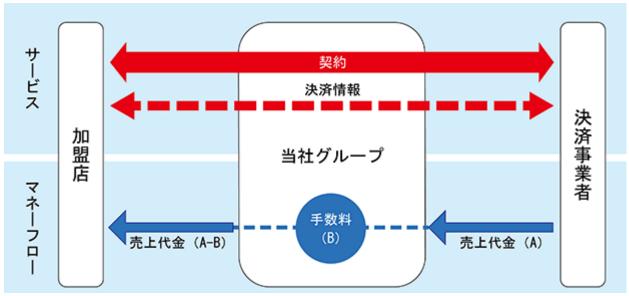
当社はCCT(信用照会共同利用端末)を擁するCCTセンターとして、加盟店に対する決済処理料及びロール紙の請求を行わないモデルで、設立当初から決済処理サービスを提供しております。加えて、2012年より、クレジットカード会社と包括加盟店契約(包括代理)を締結し、加盟店審査や申込みなどの煩雑な手続きを一括処理できるCCTセンターとして、決済代行サービスを展開しております。この包括加盟店契約は、当社に加盟店のGMV(決済処理金額)に応じたスプレッド収益をもたらします。

決済代行サービスに係るビジネスモデル

決済代行サービスは契約方式により、代理方式と取次方式の2つに区分されます。

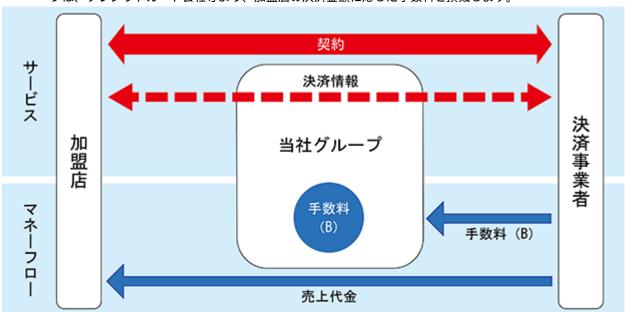
a . 包括加盟店(包括代理)契約

当社グループは加盟店獲得活動を行い、加盟店とクレジットカード会社との加盟店契約を当社が代行します。加盟店の売上代金は、クレジットカード会社から当社に入金され、当社が決済代行手数料を差し引いた上で加盟店に送金します。



b . 加盟店取次契約

当社グループは加盟店獲得活動を行いますが、加盟店はクレジットカード会社等の決済事業者と直接加盟店契約を締結します。加盟店の売上代金は、クレジットカード会社等から直接加盟店に入金されます。当社グループは、クレジットカード会社等より、加盟店の決済金額に応じた手数料を頂戴します。



(4) 事業の特徴

当社グループの対面決済サービス事業の主な特徴は以下のとおりです。

お客様の業種・業態に応じた多様な決済サービスのご提供

当社グループは、これまでに多種多様な業種の加盟店へ決済端末を提供しております。例えば、小売店、飲食店には据置型決済端末、タクシー、スタジアム、イベント会場にはモバイル型決済端末、大学病院、ゴルフ場、駐車場、自動販売機には自動精算機搭載の決済端末など、様々な業種の加盟店のキャッシュレス決済シーンで最適な決済端末をご利用いただけるよう提案をし、加盟店数や決済端末数を拡大しております。

高機能なハイブリッド型決済端末を提供

当社グループが調達・開発して加盟店に提供する決済端末は、NFCカード(注1)リーダー並びにPIN pad(注2)やプリンターが一体となったオールインワン型で、更に内蔵カメラや外付けスキャナーで、バーコードやQRコードの読み取りも可能なものとなっております。決済種別についても、クレジットカードや電子マネーの他にポイントカードやプリペイドカード、QRコード・バーコード決済対応も可能となっております。

大手クレジットカード会社との協業による「総合決済プラットフォーム」の提供

当社は、グローバルメーカーの端末採用や搭載する決済アプリケーションの拡充及び決済処理センター機能のレベルアップを図ることで事業の拡張を進めてまいりました。この間、テクノロジーの進化によるキャッシュレス決済のモデルとプロセスも革新が進み、Android端末・QRコード決済の登場と浸透を契機とした更なるローコストオペレーションと複合決済(クレジット・電子マネー・QRコード・ポイント等の組合せ決済とCRM連携)へ対応することが、キャッシュレス決済市場においての期待値となっております。

このような背景のなか、三井住友フィナンシャルグループの三井住友カード株式会社と戦略方針について合意し、同社と合弁で、2019年8月、GMOデータ株式会社を設立するとともにGMOペイメントゲートウェイ株式会社、三井住友カード株式会社、当社及びGMOデータ株式会社の4社間で業務提携契約を締結しました。GMOデータ株式会社は、次世代プラットフォーム(広範な決済処理サービスと決済ネットワークサービス)をワンストップかつローコストで提供してまいります。この枠組みはビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社とも連携しております。また、経済合理性と汎用性の高い端末を、三井住友カード株式会社、パナソニック株式会社と共同で、物販・飲食・サービスを展開する大手加盟店への導入を推進してまいります。

決済代行20年超の実績と信頼

当社は、日本クレジットカード協会(JCCA)の要件を満たすCCTセンターとして、サービス開始以来20年超、加盟店のコスト軽減に貢献すると共に、プライバシーマークの取得やクレジット業界のセキュリティ基準であるPCIDSSに準拠した、安心・安全なセンター運営と決済サービスの提供をしております。

- (注) 1.ソニーとNXPセミコンダクターズ(旧フィリップス)が開発した国際標準の近距離無線通信規格を利用する非接触ICカード。
 - 2 . Personal Identification Number Padの略。 店頭でICカード対応のクレジットカードを使用する際、暗証番号を入力する端末のこと。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社)					
GMOインターネットグループ 株式会社(注) 1 、 2	東京都 渋谷区	5,000,000	総合インターネット 事業	被所有 56.79 (56.79)	営業上の取引 管理業務委託
GMOペイメントゲートウェイ 株式会社(注) 1	東京都 渋谷区	13,323,135	インターネットイン フラ事業	被所有 56.79	営業上の取引等
(連結子会社)					
GMOカードシステム株式会社 (注) 3	東京都 渋谷区	10,000	対面決済サービス事 業	100.00	営業上の取引 管理業務受託 役員の兼任1名
GMOデータ株式会社 (注) 4	東京都 渋谷区	100,000	対面決済サービス事 業	51.00	営業上の取引 管理業務受託 役員の兼任3名

- (注) 1 . GMOインターネットグループ株式会社並びにGMOペイメントゲートウェイ株式会社は有価証券報告書を提出しております。
 - 2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。
 - 3. 当社は2016年9月にグローバルカードシステム株式会社を完全子会社化しました。グローバルカードシステム株式会社は2021年10月1日付でGMOカードシステム株式会社に商号変更しております。
 - 4. 当社は2019年8月に三井住友カード株式会社との合弁事業としてGMOデータ株式会社を設立しました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年 9 月30日現在

従業員数(名) 108 (40)

- (注) 1.従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイ マー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは「対面決済サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略してお ります。

(2) 提出会社の状況

2023年 9 月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93 (35)	42.7	3.8	10,236

- (注) 1.従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社 からの派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び在宅勤務支援金等を含んでおります。
 - 3. 当社は「対面決済サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はございませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

2023年 9 月30日現在

管理職に占める	男性労働者の	労働者	 皆の男女の賃金の差算	星(%)(注) 3
女性労働者の割合(%) (注) 1	育児休業取得率(%) (注) 2	全労働者	うち正規労働者	うち非正規労働者
13.6	0.0	62.1	58.7	119.6

- (注) 1.「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したもので あります。指標の計算式は以下のとおりです。
 - ・管理職に占める女性労働者の割合:女性の管理職人数 ÷ 男性と女性の管理職人数
 - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規 定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成 3年労働省令第25号) 第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。指標の計算式 は以下のとおりです。
 - ・男性労働者の育児休業取得率:育児休業を取得した男性労働者:配偶者が出産した男性労働者
 - 3.同一役職における同一等級では、男女の賃金差異はありません。部長・課長といった上位の役職ほど女性の 割合が低く、さらに同一役職においても上位の等級ほど女性の割合が低いことから、全労働者での賃金差異 及び役職内での賃金差異が生じております。

また、非正規労働者は正規労働者を除く契約社員及び定年後再雇用社員です。非正規労働者の賃金差異が全 労働者を大きく上回っている理由は、定年後再雇用社員に上位役職者が含まれているためです。指標の計算 式は以下のとおりです。

・労働者の男女の賃金の差異:女性労働者の平均年間賃金:男性労働者の平均年間賃金

主要な連結子会社

2023年 9 月30日現在

名称	管理職に占める 女性労働者の割合(%)	男性労働者の 育児休業取得率(%)	労働者の	男女の賃金の差異	(%)(注) 3
<u> </u>	(注) 1	(注) 2	全労働者	うち正規 労働者	うち非正規労働 者
GMOカード システム株式会社	0.0	0.0	49.3	49.3	0.0

- (注) 1.「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。指標の計算式は以下のとおりです。
 - ・管理職に占める女性労働者の割合:女性の管理職人数 ÷ 男性と女性の管理職人数
 - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。指標の計算式は以下のとおりです。
 - ・男性労働者の育児休業取得率:育児休業を取得した男性労働者 ÷ 配偶者が出産した男性労働者
 - 3.同一役職における同一等級では、男女の賃金差異はありません。部長・課長といった上位の役職ほど女性の割合が低く、さらに同一役職においても上位の等級ほど女性の割合が低いことから、全労働者での賃金差異及び役職内での賃金差異が生じております。指標の計算式は以下のとおりです。
 - ・労働者の男女の賃金の差異:女性労働者の平均年間賃金÷男性労働者の平均年間賃金

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの本書提出日現在における「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は以下のとおりです。また、本文中における将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社グループが合理的であると 判断したものであります。

(1) 経営方針

経営理念

何を期待され、何をなすべきか、考え行動し、お客様と社会に貢献する。

高い専門性を発揮し、率先励行を心掛けお客様の価値創造をご支援します

市場を開拓・創造する強い意志と誠実かつ公明正大な事業展開により、社会の進歩発展に貢献します

この経営理念に基づき、国内の対面決済市場において率先励行を心掛けキャッシュレス化を牽引する事業者として、安心安全かつ利便性の高い決済インフラを構築・提供し事業展開をすることでお客様と社会に貢献いたします。

やがて、世界に新しい価値を示す会社へと成長することを目指してまいります。

世相と潮流への対応

先進性 市場の変化とニーズに対応すべく、調査・研究に勤倹力行し、新しい技術、新しい価値、新しい概 念、利便性の高いサービスを提供します

存在価値の追求

成長性 成長し続け、株主様へ評価される将来性が高い企業を目指します

即時性 徹底したお客様志向で課題と向き合い、スピード感を持ち真の解決策を提案します

社会性 役職員は、ビジネスパーソンとしての誇りを持ち、社会生活の秩序を守り、成果と姿勢、関わるす

べての人に対して敬意を表します

多様性 企業の存続・成長のためには、優秀な人材の採用・育成・評価が必要です

人種、国籍、年齢、性別を問わず、役職員がチャレンジできる企業であり、日本を牽引する人材を

育成し、やがて世界に価値を示していく企業を目指します

利益の追求

収益性 効率化、生産性の向上を目指し変化し続け改善します 現状維持は衰退と考えます

合理性 経済合理性を考え迅速な経営判断を下します

(2) 目標とする経営指標

当社グループの目標とする経営指標は、GMV(決済処理金額)及び営業利益成長率になります。当社グループは、これら経営指標の拡大を通じ、対面キャッシュレス決済インフラを担う企業として、より安全で便利な決済インフラを提供し、日本のキャッシュレス決済比率向上に貢献してまいります。

(3) 経営環境

当社グループのビジネスが立脚する対面キャッシュレス決済市場においては、キャッシュレス化の拡大や、キャッシュレス決済におけるセキュリティの強化が国家レベルの課題(注 1)となり、政治・行政・業界団体が一体となって、具体的対処の期限を定めて推進されております。

また、政府は、「2027年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」ことを閣議決定(注2)しております。更に、「2025年までにキャッシュレス決済比率を40%程度とし、将来的には世界最高水準の80%を目指す(注3)」としております。

このような環境の中、セキュリティの強化を最重要課題として捉え、人的・物理的な情報管理体制を構築・運用しております。その上で、テクノロジーの進化や競争環境の変化に対応するべく、決済アプリケーション開発や決済センター機能開発のための技術力の向上並びに更なるお客様満足度の向上を追求したサービスの拡充に努めてまいります。

- (注) 1.2022年 クレジット取引セキュリティ対策協議会 「クレジットカード・セキュリティーガイドライン3.0版」
 - 2.2017年 内閣府「未来投資戦略2017Society5.0の実現に向けた改革」
 - 3.2018年 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

(4) 中長期的な会社の経営戦略

次世代マルチ決済端末の拡販

当社グループの決済端末は、1台の決済端末にクレジットカード決済や電子マネー決済、QRコード決済、Visa、Mastercard、JCB等のブランドが推奨する非接触決済、プリンター機能などを搭載しております。更に、訪日外国人の決済ニーズに対応するため、銀聯、Alipay、WeChatPay、免税機能などのアプリケーションを搭載し、オールインワン端末として展開しております。また、従来の決済端末OS専用アプリケーションに加え、これまで培った経験を活かし、大手クレジットカード会社、国内メーカーとの共同事業として、より利便性の高いAndroid OS上に決済アプリケーションを開発し次世代マルチ決済端末として展開してまいります。

各種QRコード決済並びにポイントアライアンス

当社グループは、ポイントサービス事業者やプリペイドカードサービス事業者など、加盟店開拓とサービス提供をコアビジネスとする複数企業との提携を進めております。クレジットカード決済機能や電子マネー決済機能だけでなくポイントカードやプリペイドカード、QRコード決済機能も搭載し、決済端末としての付加価値を高めるとともに、これらサービス事業者の加盟店開拓力による決済端末の設置拡大を進めております。

また、金融機関がアクワイアリング事業者(注1)としてビジネス展開される中で、当社グループの決済端末アプリケーションを採用いただき、独自QRコード決済、ウォレット決済アプリケーションを提供するなど、金融機関とのアライアンスによる加盟店開拓についても拡大してまいります。

(注) 1.国際ブランドからライセンスを取得し、クレジットカード等を受付ける加盟店の開拓、審査、管理を行う 事業者 決済センター機能の拡充、取引照会WEBサービス拡充

対面キャッシュレス決済市場において、安心・安全な決済インフラを提供すべく、決済端末と決済情報処理センターを結ぶネットワークセキュリティを強化することで、大手加盟店のPOS機能との連携をセキュアな環境で提供するなど、加盟店ニーズに対応した機能を拡充してまいります。

また、大手加盟店向けの取引照会機能の拡充や、売上管理、販促データなど加盟店向け販促機能に加え、GMOインターネットグループが提供するEC決済事業と融合し、020(注1)やオムニチャネル展開(注2)に寄与する決済データ還元(取引照会WEBサービス)を拡充してまいります。

- (注) 1.on-line to off-lineの略で、ネット決済からリアル店舗決済へ、またはその逆
 - 2.Web、TV通販、ダイレクトメールやリアル店舗など複数のチャネルからのお客様へのアプローチのこと

自動精算機・券売機のキャッシュレス化、IoTマネタイズのサービスの提供

2017年9月期より無人販売機領域で新たなキャッシュレス決済サービスとしてIoTサービスの提供を開始しております。IoTサービスは、当社グループの組込型端末の競争力を武器に、関連事業者とアライアンスを組んで下記2点のサービスを展開しております。

- a.現金決済が主流であった無人販売機領域にキャッシュレス決済に代表されるクレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済、ポイント決済、社員証決済、学生証決済、などを1台の決済端末で実現するサービス
- b.業務データ(商品別売上・在庫データ並びに社員証決済における購入者データ)と決済データ(決済種別及び決済金額・利用時間帯等)を融合し配信するデータ還元サービス

上記IoTサービスについては、ホテル、アミューズメント施設の精算機、大手小売業のセルフレジ、コインパーキングの自動精算機へ展開しております。

無人販売機またはセルフレジなどにおける顧客操作型決済サービスは、昨今の要員の採用難により省人化の需要が見込まれており、クレジットカード業界においては開拓余地の大きい市場であります。対象機器として、セルフレジ、飲料自動販売機、コインランドリー、レンタル自転車、オフィススペース設置のコンビニ商品自動販売機、コーヒーマシン、駐車場など多岐にわたります。これらの無人販売機領域には継続的な商品補充・材料補充などが必須のため、IoT化による売上データ把握をベースにした効率的な商品補充ニーズが高まると考えております。

FinTech/マネーサービスの提供

加盟店数とGMV(決済処理金額)の拡大による成長曲線を計画する中で、早払いサービスを提供しております。今後においては、当社グループとGMOインターネットグループの金融事業におけるシナジーと、関連事業者との業務提携を通じて加盟店へのレンディング、ファクタリングなどマネーサービスの拡充を検討しております。これにより、加盟店のキャッシュ・フロー改善と更なる売上向上に寄与しwin-winの関係性を強化してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

情報セキュリティの強化

当社グループは、決済処理サービスにおいてクレジットカード情報を取り扱うため、クレジット業界特化の PCISSC(Payment Card Industry Security Standards Council)というグローバル規模の業界団体が定めたセキュリティ基準PCIDSSに準拠し、認定を受けています。この認定は、毎年更新が求められ、QSA(Qualified Security Accessor)というPCISSCが認めた専門機関によって、サーバー設置場所でのセキュリティ・レベルの確認と外部からのネットを介した攻撃対応力がチェックされます。

また、当社グループでは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」を2014年4月に 取得し、その後定期的に更新することで個人情報の保護に努めています。

加えて、リスク管理委員会を定期的に開催し、セキュリティに関する課題、リスク認識、対応策、その進捗について経営幹部が情報共有し、経営の重要テーマと認識し意思決定を行っています。

新たな決済手段への対応と新分野への進出

当社グループの対面決済サービス事業分野には、クレジットカード、デビットカード、銀聯カード、電子マネー、ポイントカード、QRコード、社員証、学生証など、様々な決済手段が存在します。また、決済端末についても有人店舗に設置されるほか、自動精算機、自動販売機、券売機、オフィス内コンビニ、コーヒーマシンなど、様々なカテゴリーの機器に組込まれて設置されています。当社グループが今後も持続的に成長するためには、新たな決済手段に対応して、新たな販売形態にいち早く進出することが重要な課題であると認識しております。

決済システムの安定的な稼働

利用者と加盟店が安心・安全な環境で決済を実行するためには、決済システムが安定的に稼働しており、問題が発生した場合には適時に解決される必要があります。当社グループは、業容を拡大しながらも決済システムを安定的に稼働させるために必要な投資や人材育成を行うことが重要な課題であると認識しております。

アライアンスの推進

決済処理サービス分野には、クレジットカード会社、金融機関、決済端末の取扱企業、決済端末を設置する加盟店、電子マネー決済事業者、通信会社、ポイント決済事業者、QRコード決済事業者、プリペイド・ウォレット決済事業者など様々な関連事業者が存在しております。当社グループが今後も持続的な成長を達成するためには、様々な関連事業者とアライアンスを推進し、効率的な加盟店獲得やサービスレベルの向上が重要な課題であると認識しております。

組織体制の整備及び内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長途上にあり、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、人材の採用と育成を継続的に行う必要があるとともに、事業規模の拡大に合わせて事務処理能力の充実、業務運営の効率化、加盟店管理体制の強化といった組織体制を整備し充実させること及びコーポレート・ガバナンスにおいてリスク管理体制、コンプライアンス遵守体制といった内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

感染症への対応

新型コロナウイルス感染症による新規感染者数は、当連結会計年度においても一定水準を維持して推移しましたが、同時に経済活動の再開が見られ、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったホテル・旅行関連の加盟店においてはコロナ前水準に向けたGM(決済処理金額)の回復が見られました。総じて新型コロナウイルス感染症の影響は薄まってきておりますが、当社グループでは引き続き以下の点等を重要な課題と認識し、感染症等による業績への影響を注視してまいります。

- ・感染症予防観点で安全かつ安心な支払い手段であるキャッシュレス決済を積極的に推進し、提供し続けること
- ・セルフレジなど、省人化対応・非接触化対応による決済ソリューションを加盟店へ提案すること
- ・感染症等の流行状況を速やかに把握することにより、社内職場環境の見直しや在宅勤務体制の推奨等の対応策を講じて役職員を感染リスクから回避すること

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組み】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。当社は本項目において「企業は人なり」の考え方に基づき、従業員を「人財」と表現しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティに対する基本的な考え方

当社はGMOインターネットグループで共有する「GMOイズム(注1)」のもと、「決済に変革 社会を変えるNo.1キャッシュレスプラットフォーマーへ」というコーポレート・ミッションを掲げ、対面決済市場におけるキャッシュレス化推進を通じ、環境負荷の低い社会の実現、労働人口減少への対応、地域社会の活性化、消費者の多様な決済スタイルの創造等、社会課題の解決に対する継続的な貢献と当社の企業価値向上の両立を目指します。

(注) 1.GMOイズムとは、GMOインターネットグループにおける不変の目標である「スピリットベンチャー宣言」、「55ヵ年計画」のほか、「幹部の心得」、「勝利の法則」を表現した社是・社訓の総称

GMOフィナンシャルゲートにおけるマテリアリティ(重要課題)

SASBスタンダード(注1)、GRIスタンダード(注2)、SDGs等の国際的な指標を参照しつつ、当社事業との関連性の高い社会課題を抽出いたしました。ステークホルダーと当社事業の両視点から重要性を評価し、社外役員を含めた経営陣による議論を経て取締役会決議を行い、マテリアリティ(重要課題)を特定いたしました。

- (注) 1. サステナビリティ会計基準審議会(Sustainability Accounting Standards Board)が2018年に公開した非財務情報公開の標準化に向けた基準
 - 2 . Global Reporting Initiativeにより定められた国際基準。組織が経済、環境、社会に与える影響を一般に報告する際に用いられる

GMOフィナンシャルゲートにおけるマテリアリティ(重要課題)

	UMUフィブフシャルケードにのけるマブリアリティ(里安味起)						
			マテリアリティ(重要課題)	SDGsへの貢献			
	1	セキュリティ	● 安心・安全な対面キャッシュレス決済インフラの提供 キャッシュレス決済の普及に伴い社会インフラとなったキャッシュレスブラットフォームを安定的に運営。 セキュリティ面にも配慮した事業運営を行い、高い専門性と安心・安全な対面決済インフラを提供。 具体的には、消費者・加盟店双方における犯罪リスクなどの安全面、効率性や管理コストの業務 面、現金対比で環境負荷低減が図れる環境面などにおいて、大きな安心と高い利便性を提供	11 NAMES A SECOND ASSESSMENT OF THE PROPERTY O			
社会的責任	2	脱炭素・環境	■環境負荷に配慮した決済端末の提供 キャッシュレス決済は現金決済と比較しCO2排出量が約1/3との調査結果もあり、当社事業の持つ社会的意義は非常に大きいと認識。また、当社が仕入・販売を行う決済端末についてもサプライヤーとの協議を通じて、環境負荷に配慮した部材を利用いただくなど、ライフサイクルアセスメントに基づいたサプライチェーンCO2排出量の継続的な低減を目指す	7 and depth 12 miles 13 miles 17 canada 18 miles 17 canada 18 miles 18 mi			
	3	イノベーション	 技術先進性を取り入れたキャッシュレス化の促進 労働人口の減少や少子高齢化の進度に伴い、現金決済は消費者・加盟店が方にとっていいドングコストが上昇、セルフレジや無人精算機等を通じ、消費者には新たな決済体験を、加盟店には効率的な運営を提供 	8 ::::::: 9 :::::::::::::::::::::::::::			
経営体制	4	人財・人権	● 高い専門性を有する人財確保と育成投資の強化 安心・安全なキャッシュレス決済インフラを安定的に提供するには、それを支える優秀な人財が必要 不可欠、働きがいがあり、成長を促す環境を提供するために、年齢・国籍・性別・需語等を問わず、 高い専門性を有した多様な人財を迎え入れタイパーシティを推進し、加えて多様な人財が知戦力と して活躍できる各種社内制度と研修制度を整備し、インクルーシブな企業運営を実現	3 mandan			
8i	5	ガバナンス	 ● 公明正大なガバナンス体制の構築 増加するステークホルダーの期待に応えるために、経営の透明性と健全性を高めるべくコーポレートガ バナンスコードに沿った体制構築を推進。独立社外取締役の補強に加え、リスク管理体制強化に 資する任意の特別委員会等の設置を通じ、ガバナンス体制を強化 	16 Telepho			

ガバナンス

当社は、増加するステークホルダーの期待に応えるために、経営の透明性と健全性を高めるべくコーポレート・ガバナンスコードに沿った体制構築を推進しており、独立社外取締役の補強に加え、リスク管理体制強化に資する任意の特別委員会等の設置を通じ、公明正大なガバナンス体制の構築に取組みます。

戦略

当社は、安心・安全な対面キャッシュレス決済インフラを安定的に提供するには、それを支える優秀な人財が必要不可欠と考えております。働きがいがあり、成長を促す環境を提供するために、年齢・国籍・性別・言語等を問わず、高い専門性を有した多様な人財を迎え入れダイバーシティを推進し、加えて多様な人財が即戦力として活躍できる各種社内制度と研修制度を整備し、インクルーシブな企業運営を実現してまいります。

リスク管理

当社は、キャッシュレス決済の普及に伴い社会インフラとなったキャッシュレスプラットフォームを安定的に 運営するとともに、セキュリティ面にも配慮した事業運営、高い専門性と安心・安全な対面決済インフラを提 供しております。消費者・加盟店双方における犯罪リスクなどの安全面、効率性や管理コストの業務面、現金 対比で環境負荷低減が図れる環境面などにおいて大きな安心と高い利便性を提供してまいります。

指標及び目標

当社は、「 戦略」において記載したダイバーシティの推進とインクルーシブな企業運営の実現に向けて、以下に掲げる指標のモニタリングと評価を行い、課題が確認された場合は適宜対策を講じております。当社は、多様で優秀な人財が企業価値の源泉と考えており、継続的な人財の確保と育成投資に取り組んでいます。今後においても、各指標の継続的な改善を目指し、人的資本の充実を図ります。

指標 (注)1	2023年 9 月期実績
女性管理職比率	13.6%
男性育児休業取得率	0.0%
男女賃金格差	62.1%

(注) 1.提出会社(単体)の指標を記載しております。

3 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしも 事業上のリスクとは考えていない事項につきましても、投資者の投資判断上重要と考えられる事項については、投資 家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、本文中における将来に関する事項は、提出 日現在において入手可能な情報に基づき、当社グループが合理的であると判断したものであり、将来において発生の 可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識 した上で、発生の回避及び発生した場合は迅速な対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、本 項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 事業環境に関する事項

経済環境の変化等について

当社グループの事業は、対面決済、すなわち消費者が商品やサービスの提供を受ける現場において、対価をキャッシュレスで支払う行為を対象としているため、各種店舗や施設、イベント会場等に向けた決済端末の販売を行っております。決済端末を設置する加盟店は多種多様に及び、リスクの分散が図られていると考えておりますが、景気悪化のほか紛争、事件、事故、災害、異常気象、感染症のまん延等の要因により、大規模な店舗や施設の開発計画が変更になり、また大規模イベントが中止になるなど、大口の販売計画を見直す必要が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。ただし当社グループではこのような場合でも影響を最小限にすべく、販売計画の進捗管理を徹底し、代替案を含む新規の案件積上げに注力しております。

また、決済代行サービスは、経済環境の変化及び雇用情勢の悪化に起因する個人消費の低迷に影響を受けます。消費税増税、所得税率や固定資産税等の引上げ及び社会保険料の負担増等のほか、上記の経済環境悪化要因によって、個人の消費に対する抑制心理が働いた場合、クレジットカード決済等の取扱高減少により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

市場の競争激化について

近年、キャッシュレス決済市場においては、各国際ブランドのクレジットカード決済にとどまらず、多様な決済手段(デビット、各種電子マネー、各種ポイントカード、銀聯)が登場しております。さらに、訪日外国人のニーズに対応した新たな決済手段(Apple Pay、QRコード決済)、中国系決済手段(AliPay、WeChatPay)も登場しております。

当社グループは、このような状況の中、お客様のニーズに合致した端末やサービスの開発・提供等を通じ、競合会社との差別化を実現し、成長性と収益性を確保する方針です。

しかしながら、競争の激化に伴い、当社の施策が想定どおりに奏功しない場合、収益を確保できず、優良取引 先との取引状況に変化を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法令による規制について

提出日現在において、当社グループが国内において対面決済サービス事業を行う上で、適用を受ける特定の法規制等はございません。ただし、会社法をはじめとする会社経営に関わる一般的な法令諸規制や個人情報保護法の適用を受けております。決済代行サービスにおいては、2018年6月1日に「割賦販売法の一部を改正する法律」(「改正割賦販売法」)が施行され、本改正に伴う加盟店に対する管理等が強化されました。現状、本改正が当社グループの業績に直接影響を及ぼすものではありませんが、同法が更に改正され加盟店管理に対する更なる強化が実施された場合、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の重要な契約の締結先であるクレジットカード会社は、犯罪収益移転防止法の適用を受けており、 当社の加盟店の中には特定商取引法の適用を受ける先があります。これらの法律の適用を受ける当社グループ の取引先が法令に違反した場合や行政の指示・指導により事業に制約を受けた場合、当社グループが取扱う決 済件数や決済金額の変動等を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現時点の法規制等に従って業務を遂行しており、また、弁護士や外部諸団体を通じて新たな法規制及び加盟店を含めた取引関係先の法規制改正の情報を直ちに入手できる体制を整えております。

しかしながら、今後クレジットカード業界に関する規制、及び当社グループのお客様である加盟店の事業に関連する規制等の制定により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

感染症の蔓延について

新型コロナウイルス感染症により、海外においては都市封鎖や経済活動の停止、国内においても営業自粛要請 や移動自粛要請が行われるなど、国民経済に影響を及ぼす事態が発生しました。

こうした状況は前述「経済環境の変化等について」、後述「(2) 決済端末の調達、販売について」に記載のとおり、端末販売においてはメーカーにおける生産体制の変化や加盟店における店舗開発計画の変更を通じて、また手数料収入においては決済処理件数やGMV(決済処理金額)の減少を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

こうした状況に対し、当社グループでは先々の端末需要を勘案して安全在庫の確保を行い、端末販売の新規案件獲得に努め、多業種加盟店の確保により特定業種の加盟店に依存しない形で決済サービスの提供を行っていること等により、当社グループ業績への影響を最小化すべく対応しております。また、対人接触機会を減少させる自動精算機等の無人決済機については、感染拡大防止策として需要の増加も期待できると考えております。

しかしながら、今後感染症の流行再拡大や感染防止対策の長期化により、メーカーや加盟店の稼働状況や個人 消費の動向に及ぼす影響が増大した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動に関する事項

決済端末の調達、販売について

当社は、ビジネスの起点である決済端末について、国内及び海外双方のメーカーに対して、品質・セキュリティの観点で精査・管理を行ったうえで端末を仕入れており、複数のメーカーと調達契約を締結することで、購買ルートの分散を図っております。しかしながら、経済安全保障(注1)、地政学的リスクの顕在化、自然災害や感染症等の要因によりメーカーにおいて決済端末の生産体制に支障を来たすような事態が発生した場合のほか、当該メーカーの事業撤退、又は他社に買収され、これまでの事業戦略が見直しされるなど予期せぬ事象が発生した場合は、決済端末の調達が困難になり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)1.経済上の措置を講じ、国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を確保すること。

加盟店の開拓活動について

当社グループは、実際に端末を利用する加盟店に対して直接営業活動を行う場合もあるものの、主にはアクワイアリング事業者等に対して営業活動を行っております。したがって、当社グループの加盟店開拓はアクワイアリング事業者等の加盟店開拓力に依存しております。アクワイアリング事業者等とは日常より密に連携し、加盟店の動向や市場環境を把握するように努めておりますが、アクワイアリング事業者等における加盟店獲得活動に遅れ等が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報処理センターネットワークの利用について

当社グループは、クレジットカード決済において株式会社エヌ・ティ・ティ・データが運営するCAFIS、株式会社日本カードネットワークが運営するCARDNET、及び国際ブランドのVisaが提供するVisaNetを利用することにより、決済処理サービスを提供しています。万が一、これらのネットワークの一つにおいて利用が困難になる事態が発生した場合には、利用可能なネットワークに代替し接続することが可能ですが、ネットワーク障害や仕様変更に迅速に対応できない場合や多額の対応費用が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しており、各種データ処理等を行うデータセンターは、システム事業者に業務委託しております。そのデータセンターは、耐震・防災設備を施され、入出館管理でのセキュリティ対策も実施されております。また、システムは、フォルトトレラントと呼ばれる無停止システムを採用するとともに、バックアップ・データを確保して、適宜復元テストを行っております。また、定期的にマネジメントレベルでの会議を開催して、課題を共有して、運用の安全性を確保しております。しかしながら、想定を超えた災害等が発生した場合または悪意のある攻撃を受けた場合には、システムに重大な支障が生じる可能性があり、システムの信頼性低下や、決済業務への支障を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

災害・テロ活動等のリスクについて

当社グループは災害やテロ活動等の発生を想定し、顧客及び社会に対する責務を最大限円滑に遂行するため、 業務継続体制に関連する規程及び業務継続計画(BCP)を制定し、教育・訓練を実施しております。しかしなが ら、予想を超えた大規模自然災害やテロ活動等が発生した場合には、当社グループの事業運営または事業継続 に重大な影響を及ぼす可能性があります。

少人数組織であることについて

2023年9月末日現在、当社グループは従業員108名の少人数組織であり、内部管理体制も人員規模に応じたものとなっております。また、少人数組織であるため、業務執行が特定の人物に依存している場合があります。今後も、事業規模の成長に応じて引き続き内部管理体制の強化を進めるとともに、役職員への情報共有や権限委譲により、業務執行体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が企図したとおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループのビジネスを支えている最大の資産は人材であり、各種サービスの品質向上、新規サービスの企画・開発のためには、優秀な人材の採用・育成・モチベーションアップが欠かせません。しかしながら、人材獲得競争の激化により、優秀な人材の獲得が困難となった場合、または在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

事務オペレーションリスクについて

当社グループは、社内規範や事務手続きの標準化及び文書化に取り組んでおりますが、当社グループの事業の急速な拡大に伴う事務量の増加により、事務手続きのミスが起こる可能性があります。日常より社内ルールの整備等を進め、作業負担の最適化に努めておりますが、当該手続きのミスに起因し取引先から訴訟等が提起された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営上の重要な契約に関する事項

業務代行に関する契約について

当社グループは、クレジットカード会社と加盟店間の加盟店契約において、加盟店代理契約を各クレジットカード会社と締結しております。そのため当社グループでは、常日頃から主要クレジットカード会社とは緊密に連携をとっております。しかしながら、万一、クレジットカード会社から契約解除の申し出や条件変更等の接続制限がなされた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

包括加盟に関する契約について

当社グループは、加盟店のクレジットカード決済業務に係る事務を代行することを目的として、各クレジットカード会社と包括加盟に関する契約を締結しております。決済代行サービスにおいては、クレジットカード会社が加盟店に対して行う売上代金支払いを当社が代行して、当社グループの責任範囲で行います。当社グループと包括加盟店契約を締結している加盟店が不適切な販売等を行ったことが露見して、消費者がクレジットカード会社に対して債権買戻請求を行い、クレジットカード会社が請求額を消費者へ返還した場合、クレジットカード会社は当社グループとの加盟店契約に基づき、当社グループに対して債権買戻額を求償することとなります。この場合、当社グループはその額を加盟店へ求償しますが、加盟店の倒産等により、資金が回収できない場合には、その損害を被る可能性があります。

このようなリスクを回避するために、当社では加盟店の入会時にクレジットカード会社の審査とは別に、電話による本人確認、登記簿謄本・納税証明書の徴求、営業許可証の確認等を行うと共に、月毎に滞留債権管理を実施しております。併せて、クレジットカード会社から債権買戻請求発生の可能性ありとの連絡を受けた場合は、直に加盟店の状況を調査し、売上金を留保するなど必要な措置を講じております。しかしながら、債権買戻請求が確定し、加盟店から回収が出来ない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 親会社との関係に関する事項

当社グループの親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社(以下、「GMO-PG」という。)は、当社の発行済株式総数の56.7%(2023年9月末現在)を保有する筆頭株主であり、オンラインショッピングによるクレジットカード等の決済代行事業、金融関連事業及び決済活性化事業を行っております。また、GMO-PGの親会社であるGMOインターネットグループ株式会社は「すべての人にインターネット」というコーポレートスローガンのもと、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業、インキュベーション事業を行っております。

当社は、独自に経営方針・政策決定及び事業展開についての意思決定を行っております。しかしながら、同社は、 当社の筆頭株主として基本事項に関する決定権または拒否権を保有しているため、当社の意思決定に対して同社が 影響を与える可能性があります。

GMOインターネットグループ各社における当社グループの位置付けについて

当社グループは、GMOインターネットグループ各社において、キャッシュレス決済市場における唯一の対面決済サービス事業を担う会社と位置付けられており、GMOインターネットグループ各社とは事業の棲み分けがなされております。

決済のキャッシュレス化・オンライン化の進行に伴い、当社グループが関わる決済ビジネスは、対面決済領域 (当社グループ)と非対面決済領域(GMO-PG)が連携しながら大きな変化を遂げてきており、それに伴って事業 機会も益々増大しております。

このような状況下においては、お互いが強みを発揮し事業成長を目指すことに加えグループシナジーの実現に最大限の努力をすることが親会社を含むグループ全体の成長、そして当社グループの成長率及び成功確度を高めることができるものと考えております。

しかしながら、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社及びGMO-PGが、経営方針及び事業展開方針を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

GMOインターネットグループ各社との取引について

2023年9月期における、当社グループのGMOインターネットグループ各社との取引について、当社の連結収益に係る取引総額は166,899千円、費用に係る取引総額は262,923千円であります。親会社との取引については、一般株主との間に利益相反リスクが存在しますが、当社グループは実効的なガバナンス体制を構築することによって、一般株主の利益に十分配慮した対応を実施しております。また、これらのうち、取引金額が1百万円以上の取引内容は、以下のとおりであります。

(GMOインターネットグループ各社との主な取引)(2023年9月期)

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	取引の内容	取引金額 (千円)
#B A #1	GMOペイメン ト ゲ ー ト ウェイ(株)	東京都 渋谷区	13,323,135	インターネットイ ンフラ事業	システム利用料金等(売上)	141,068
					施設の利用料等の支払	12,451
					人件費の支払(注1)	63,867
					受取報酬等(売上)	15,913
					管理業務の委託費用の支払	1,040
					サービス利用料等の支払	43,547
親会社	GMOインター ネ ッ ト グ ループ(株)	東京都 渋谷区	5,000,000	総合インターネッ ト事業	広告宣伝費の支払(注2)	100,586
					システム利用料金等(売上)	6,929
					サービス利用料等の支払	5,502
					管理業務の委託費用の支払	1,970
					施設の利用料等の支払	23,666
同一の親 会社を持 つ会社	GMOデジタル ラボ(株)	北海道 札幌市 中央区	34,550	インターネットイ ンフラ事業	事務消耗品の支払	2,037
同一の親 会社を持 つ会社	GMOイプシロ ン(株)	東京都 渋谷区	105,000	インターネットイ ンフラ事業	システム利用料金等(売上)	2,084
同一の親 会社を持 つ会社	GMO メイク ショップ (株)	東京都 渋谷区	50,000	インターネットイ ンフラ事業	要件定義費用の支払	2,970
同一の親 会社を持 つ会社	GMOドリーム ウェ ー ブ (株)	東京都 渋谷区	37,000	インターネット広 告支援事業 管理部門業務支援 事業	業務委託費用の支払	1,400

⁽注)1.受入出向者の給与、実費負担分になります。

^{2.「}GMO」商標権・ブランド使用料。

有価証券報告書

当社が親会社等のグループと営業取引を行う場合には、少数株主の保護の観点から、その他第三者との取引条件との比較の上、取引条件等の内容の適正性を慎重に検討して実施しております。

具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを、親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会にて確認した上で決議することとしております。また、親会社等のグループとのその他の取引については、実費のものを除いて、原則として行わない方針であります。なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、社外取締役で構成された特別委員会にて審議・検討を行ったうえで、取締役会に答申され、決定されます。

商標権について

当社グループは、2017年1月よりGMOインターネットグループ株式会社と「GMO商標権・ブランド」使用許諾契約を締結しております。当該契約は、当社及び当社子会社であるGMOカードシステム株式会社、GMOデータ株式会社がGMOインターネットグループ株式会社とそれぞれ締結しております。

親会社等との役員の兼務関係について

2023年9月30日現在における当社の役員10名(取締役7名、監査役3名)のうち、GMOインターネットグループ各社の役職者を兼ねる者は1名であり、豊富な経営経験から、当社事業に関する助言を得ることを目的として招聘したものであります。なお、当社における役職、氏名及び同社における役職は以下のとおりであります。

当社役職 : 非常勤取締役 小出 達也

GMO-PG役職: 上席専務執行役員 イノベーション・パートナーズ本部本部長

親会社等からの独立性の確保について

当社グループの事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員、及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

(5) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。 2023年9月30日時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は34,140株(発行済株式総数8,305,340株の0.41%) であります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

訴訟の可能性について

当社グループは、現時点において、係争中の訴訟を有してはおりません。しかしながら、今後、当社の事業分野において、第三者が当社より早く特許権・著作権・その他知的財産権が認められ、当社に対して高額の対価、損害賠償、または使用差止等の請求を受けた場合や予期せぬトラブルの発生等により訴訟を提起された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このような事実が判明したときは直ちに、事例に応じて、弁護士・弁理士等と連携し解決に努める体制が整っております。

のれん及び顧客関連資産について

当社は、2016年9月にグローバルカードシステム株式会社(現GMOカードシステム株式会社)のすべての株式を取得しており、のれん及び顧客関連資産を計上しております。当該のれん及び顧客関連資産については、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、同社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれん及び顧客関連資産について減損損失を計上する必要が生じ、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の業績等の概要、財政状態の状況、キャッシュ・フローの状況(以下、「経営成績等」という。)の概要は次のとおりです。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、海外からのインバウンド旅行客数の回復などリオープニングが進みました。一方、広範囲かつ、急速な物価上昇に対して多くの国が金融引き締めを実施したことに伴う株式相場の冷え込みや、為替相場の急変動、先行き景気への懸念上昇に加え、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化も重なり、先行きが不透明な状況が継続しました。

当社グループが立脚する対面キャッシュレス決済市場においては、先行き不透明な状況が継続しつつも、行政による推進や決済手段の多様化も追い風として、キャッシュレス決済を導入する加盟店は順調に増加しております。先述したとおり、当連結会計年度においてはインバウンド旅行客数の回復が進んだことから、飲食や旅行・ホテル業界を中心とした決済の増加が見られ、当社グループが立脚する対面キャッシュレス決済市場は総じて新型コロナウイルス感染症からの回復が図れたと考えています。

対面キャッシュレス決済市場の大部分を占めるクレジットカード決済の動向を見ても、調査対象企業のクレジットカード取扱高は2022年度に約84兆円、年率約17.3%(出典:経済産業省「特定サービス産業動態統計」) の成長を遂げており、新型コロナウイルス感染症によるマイナス影響から脱却し、順調に回復が進んでいます。

当社グループは、対面決済市場におけるシェア拡大を目指し、クレジットカード会社や銀行、並びに精算機・自動販売機・券売機メーカーなどのアライアンスパートナーとともに、決済端末の販売設置・稼働に注力することによって、新型コロナウイルス感染症からの回復の波を着実に捉え、当連結会計年度においても業績を拡大させることができました。具体的には、当社グループが重要KPIとして位置づける 「稼働端末台数」は前連結会計年度末比1.5倍、 「決済処理件数」は同1.6倍、 「GMV(決済処理金額)」は同1.7倍となり、着実に拡大しております。

当社グループ会社のGMOカードシステム株式会社においては、リオープニング効果に加え、Withコロナ施策として実施していた新型コロナウイルスの影響を受けづらい業種・業態の新規加盟店開拓も奏功し、収益基盤の拡充を図り順調な業績拡大を継続しております。

また、三井住友カード株式会社と共同で運営する次世代プラットフォームsteraは、当連結会計年度においても順調に拡大しました。同プラットフォームsteraの決済処理センター機能は当社グループ会社のGMOデータ株式会社にて担っており、当社グループの収益性向上に寄与しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,909,069千円 (前年同期比54.5%増)、営業利益は1,120,324千円(前年同期比51.3%増)、経常利益は1,114,159千円(前年同期比49.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は746,433千円(前年同期比58.0%増)となりました。

なお、当社グループは対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は7,505,209千円となり、前連結会計年度末に比べ2,489,151千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,496,496千円、決済端末を今後の販売見通しに基づいて一定水準まで確保したことにより商品が889,333千円、決済端末の販売が順調に推移したことにより売掛金が289,874千円増加したこと等によるものであります。固定資産は1,757,031千円となり、前連結会計年度末に比べ135,074千円増加いたしました。これは主にのれんが44,438千円減少した一方で、繰延税金資産が99,778千円、ソフトウエアが72,792千円増加したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は9,262,240千円となり、前連結会計年度末に比べ2,624,226千円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,604,857千円となり、前連結会計年度末に比べ676,072千円増加いたしました。これは主に買掛金が260,626千円、預り金が202,319千円、賞与引当金が151,260千円増加したこと等によるものであります。固定負債は1,541,587千円となり、前連結会計年度末に比べ1,503,016千円増加いたしました。これは主に長期借入金が1,500,000千円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は4,146,445千円となり、前連結会計年度末に比べ2,179,088千円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は5,115,795千円となり、前連結会計年度末に比べ445,137千円増加いたしました。これは主に剰余金の配当239,539千円により利益剰余金が同額減少したことと、自己株式が120,902千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益746,433千円の計上により利益剰余金が同額増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は前連結会計年度末に比べ 1,616,496千円増加し4,003,682千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果、獲得した資金は865,913千円(前年同期は212,184千円の使用)となりました。これは主に棚卸資産の増加889,293千円により資金が減少した一方で、税金等調整前当期純利益1,099,844千円を計上し、また仕入債務の増加260,626千円、預り金の増加202,319千円等により資金が増加したものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果、使用した資金は529,945千円(前年同期は531,214千円の使用)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出437,698千円、有形固定資産の取得による支出62,231千円等により資金が減少したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果、獲得した資金は1,280,529千円(前年同期は303,036千円の使用)となりました。これは主に長期借入れによる収入1,500,000千円等により資金が増加したものであります。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績及び受注実績

当社グループは対面決済サービス事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の 記載になじまないため記載を省略しております。

b. 販売実績

当社グループは、提供する対面決済サービスについて、サービス内容に従って「イニシャル」、「ストック」、「フィー」及び「スプレッド」の4つに売上を区分しております。

イニシャル	決済端末売上、決済端末付属品売上、開発受託売上、初期登録料売上等
ストック	クレジットカード会社や加盟店単位の月額固定売上、
X F 9 7	台数単位通信料売上等
	クレジットカード及びデビットカード決済の処理件数に応じた処理料売上、
フィー	ロール紙売上等
スプレッド	GMV(決済処理金額)に応じた手数料売上

品目別売上高は次のとおりであります。

HI I I I I I I I I I I I I I I I I I I							
品目	第24期連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	第25期連結会計年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)					
	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比(%)				
イニシャル	7,162,832	11,116,720	155.2				
ストック	865,597	1,243,892	143.7				
フィー	1,316,944	2,396,603	182.0				
スプレッド	950,080	1,151,852	121.2				
合計	10,295,454	15,909,069	154.5				

なお、当社グループは対面決済サービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

主要な相手先別販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先		吉会計年度 年10月 1 日 年 9 月30日)	第25期連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
三井住友カード株式会社	4,794,567	46.4	8,576,456	53.9
VJA株式会社	1,968,053	19.1	2,660,413	16.7
GMOペイメント ゲートウェイ株式会社	124,090	1.2	156,982	1.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき策定されております。これらの連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積もりを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積もりを行っておりますが、見積もり特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積もりと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績の状況」、「(1) 財政状態の状況」、「(1) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。事業運営上必要な運転資金の需要のうち主なものは、キャッシュレス決済市場の拡大に伴い、多様化する顧客ニーズに対応するための営業人員の人件費、決済情報処理センターの安定的稼働のためのシステム人員の人件費及び、システム開発に係る費用であります。

目標とする経営指標

当社グループの目標とする経営指標は、GMV (決済処理金額)及び営業利益成長率になります。当社グループは、これら経営指標の拡大を通じ、対面キャッシュレス決済インフラを担う企業として、より安全で便利な決済インフラを提供し、日本のキャッシュレス決済比率向上に貢献してまいります。

第25期連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(GMV(決済処理金額))

当連結会計年度におけるGMV(決済処理金額)は約4.1兆円(前年同期比1.7倍)になりました。主な要因は、アライアンスパートナーを通じた決済端末の販売及び稼働が着実に進展したことにあります。

(営業利益成長率)

当連結会計年度における営業利益成長率は51.3%になりました。主な要因は、決済端末販売が好調に推移したことに加え、稼働端末台数及び決済処理件数の増加に伴う、ストック及びフィーの増加にあります。

当社グループは、多様化するキャッシュレス決済ニーズに対応し、消費者と加盟店のニーズに合致した決済端 末やキャッシュレス決済関連サービスを提供し、成長性と収益性を確保する方針です。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営成績の分析

(売上高)

新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、海外からのインバウンド旅行客の回復などリオープニングが進んだことに加え、当社決済端末の設置と稼働も順調に推移したことから、2023年8月9日に開示した上方修正計画を上回る売上高となりました。イニシャル売上の大部分を占める決済端末販売においては、引き続き次世代決済端末「stera」の貢献が大きく、売上を牽引いたしました。期首から継続した郵便局を中心とする大口案件対応を遅滞なく進めたほか、個店飲食やクリニック、美容サロンなどの中小案件の積み上げも貢献し、着実に売上を伸長させることができました。また、リカーリング型売上(ストック、フィー、スプレッドの合計)についても、イニシャル売上の拡大と販売端末の順調な稼働により、着実に積み上げることができました。加盟店が独自発行するポイントによる決済及びポイント付与機能の開発・導入、省人化・無人化に向けたセルフレジ導入、売上データの還元対応など多様化するキャッシュレス決済ニーズに確実に応えることで加盟店の獲得を進め、その結果として稼働端末台数及び決済処理件数・金額が順調に拡大しております。リカーリング型売上の中では相対的に伸び悩んでいたスプレッドも各種施策の実施により、前年同期比20%超の水準に回帰させることができました。

この結果、売上高は5,613,615千円増加し、15,909,069千円(前年同期比54.5%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、前連結会計年度に比べて4,476,294千円増加し、12,003,608千円(前年同期比59.5%増)となりました。この主な要因は、売上原価率が高い決済端末販売の増加によるものであります

以上の結果、当連結会計年度における売上総利益は、前連結会計年度に比べて1,137,320千円増加し、3,905,460千円(前年同期比41.1%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて757,523千円増加し、2,785,136 千円(前年同期比37.4%増)となりました。この主な要因は、賞与引当金繰入額が151,260千円、給料及び手当が88,313千円、役員賞与引当金繰入額が48,276千円増加したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における営業利益は、前連結会計年度に比べて379,797千円増加し、1,120,324 千円(前年同期比51.3%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、前期に発生した受取解約返戻金の減少等により206千円(前年同期比 96.7%減)となりました。

当連結会計年度における営業外費用は、借入に伴う支払利息の増加等により6,372千円(前年同期比612.0%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経常利益は、前連結会計年度に比べて368,328千円増加し、1,114,159 千円(前年同期比49.4%増)となりました。

(法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における法人税等合計は、前連結会計年度に比べて52,285千円増加し、318,156千円(前年同期比19.7%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べて273,910 千円増加し、746,433千円(前年同期比58.0%増)となりました。

なお、経常利益成長率との差異につきましては、賃上げ促進税制の活用により法人税等の負担が想定を下回ったことによります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約先	契約の名称	契約の内容	契約日	自動更新
三井住友カード(株) GMOペイメントゲートウェイ(株)	業務提携契約書	協働プラットフォーム事業 の運営に関する契約	2019年 8 月27日	なし
三井住友カード(株) パナソニックシステムソリュー ションズジャパン(株)	取引基本契約書	決済端末の継続的売買契約 及び当該取引に付随するソ フトウエアの提供に関する 基本契約	2020年 3 月30日	なし

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、事業運営に伴う設備の更新を継続的に実施しております。

当連結会計年度中の設備投資の総額は469,906千円であり、そのうちソフトウエアへの投資が435,181千円となっております。その主なものは、加盟店向けサービス開発のための投資147,748千円、社内利用システム開発のための投資131,178千円、データセンターに関する共通機能への投資108,238千円等であります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは「対面決済サービス事業」の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容		帳簿価額(千円)					従業員数
本社 (東京都	情報機器及び	建物附属 設備	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフトウエア	その他	合計	(名)
渋谷区)	ソフトウエア	14,535	12,150	171	902,693	137,902	1,067,453	93

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2.従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者を含んでおりません。
 - 3.帳簿価額のうち「その他」はソフトウエア仮勘定及びレンタル資産であります。
 - 4. 当社の事業は、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 国内子会社

2023年9月30日現在

						2020 - 27300	<u> </u>
会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数
GMOデータ		情報機器及び	建物附属 設備	工具、器具 及び備品	ソフトウエア	合計	(名)
株式会社		ソフトウエア	1,066	27,038	158,735	186,839	2

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 従業員数には提出会社からの出向者を含めておりません。
 - 3. 当社グループの事業は、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

۵49	事業所名	設備の内容	投資	投資予定額		着手及び完	完成後の	
云似石	会社名 第条所名 (所在地)	は個の内台	総額 (千円)	既支払額 (千円)	方法	着手	完了	増加能力
提出会社	本社 (東京都 渋谷区)	新規サービス開発	403,000		自己資金	2023年10月	2024年9月	(注)2
提出会社	本社 (東京都 渋谷区)	 決済システム能力 増強等	335,000		自己資金	2023年10月	2024年9月	(注)2
提出会社	本社 (東京都 渋谷区)	業務系システム増 強等	168,000		自己資金	2023年10月	2024年9月	(注)2
GMOデータ 株式会社	本社 (東京都 渋谷区)	決済システム能力 増強等	152,000		自己資金	2023年10月	2024年9月	(注)2

- (注)1.当社グループの事業は、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
 - 2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,761,360
計	28,761,360

⁽注) 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年12月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,305,340	8,305,340	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	8,305,340	8,305,340		

- (注)1.当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 - 2.提出日現在発行数には、2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権 2016年11月21日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (2023年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (2023年11月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名 親会社従業員 3名 子会社取締役 2名 子会社従業員 2名	同左
新株予約権の数(個)	407 (注) 1	同左(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 24,420(注)1、6	同左 (注) 1 、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	484(注)2、6	同左(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年12月3日 至 2026年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 484 資本組入額 242(注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による 承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、60株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

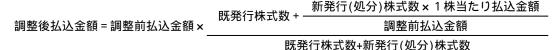
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 x -	<u>'</u>
间走及公应亚银 - 间走的公应亚银人	分割(または併合)の比率

また、割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。



なお、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する 普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、 「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3.新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社がいずれかの金融商品取引所に株式を上場していなければ新株予約権の権利行使をすることができない。
- (2) 新株予約権者は権利行使時に、当社、当社の子会社、当社の親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社(当社以外の子会社も含む)及びGMOペイメントゲートウェイ株式会社の親会社であるGMOインターネット株式会社(現GMOインターネットグループ株式会社)において、その取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株 予約権については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- 4 . 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 割当日以降、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、当社は新株予約権を無償で取得できる。
 - (2) 新株予約権者が、下記事由に該当した場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。

新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員または当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位を失った場合。

新株予約権者が当社の社内規程に違反したことを理由に当社の社内での懲戒処分を受け、当社の取締役会が新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。

新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。

新株予約権者が新株予約権を第三者に対して譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をした場合。 新株予約権者が死亡した場合。

新株予約権者が在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与えもしくは信用を毀損したと当社の取締役会が認め、新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部の放棄を申し出た場合。

5 . 組織再編時の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた 場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6.当社は、2020年2月14日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割及び2023年1月17日付で普通株式1 株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 2018年9月18日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (2023年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (2023年11月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 子会社従業員 1名	同左
新株予約権の数(個)	162(注)1	同左(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 9,720(注)1、6	同左 (注) 1 、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	584(注)2、6	同左(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年 9 月29日 至 2028年 8 月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 584 資本組入額 292(注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、60株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

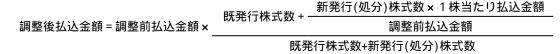
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併や分割等の条件を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。

2.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額×-	1
间垒依払处金积 - 间垒削払处金积 X -	公割(またけ供会)の比索

また、割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を含まない。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。



なお、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する 普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、 「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3.新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、当社がいずれかの金融商品取引所に株式を上場していなければ新株予約権の権利行使をすることができない。
 - (2) 新株予約権者は権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員または当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株 予約権については、この限りではない。
 - (4) 新株予約権の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- 4.会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 割当日以降、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社取締役会において別途決定する日において、当社は新株予約権を無償で取得できる。
 - (2) 新株予約権者が、下記事由に該当した場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件及び制限の規定に該当しなくなった場合。

新株予約権者が当社の社内規程に違反したことを理由に当社の社内での懲戒処分を受け、当社の取締役会が新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。

新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。

新株予約権者が新株予約権を第三者に対して譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をした場合。 新株予約権者が在任・在職中に故意または過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与えもし くは信用を毀損したと当社の取締役会が認め、新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の 決議を行った場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部の放棄を申し出た場合。

5.組織再編時の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6.当社は、2020年2月14日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割及び2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年 2月14日(注) 1	3,475,331	3,595,170		1,173,309		1,186,420
2020年7月14日(注)2	240,000	3,835,170	280,416	1,453,725	280,416	1,466,836
2020年8月17日(注)3	67,300	3,902,470	78,633	1,532,358	78,633	1,545,469
2020年9月30日(注)4	45,900	3,948,370	765	1,533,123	765	1,546,234
2020年10月1日~ 2021年9月30日(注)4	157,950	4,106,320	72,323	1,605,446	72,323	1,618,557
2021年10月1日~ 2022年9月30日(注)4	23,790	4,130,110	12,540	1,617,987	12,540	1,631,098
2023年1月17日(注)5	4,130,110	8,260,220		1,617,987		1,631,098
2023年1月18日~ 2023年9月30日(注)4	45,120	8,305,340	11,945	1,629,932	11,945	1,643,043

- (注) 1.株式分割(1:30)によるものであります。
 - 2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加

発行価格 2,540円 引受価額 2,336円80銭 資本組入額 1,168円40銭

3 . 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増加

割当価格 2,336円80銭資本組入額 1,168円40銭割当先 大和証券株式会社

4.新株予約権の行使による増加

5.株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2023年 9 月30日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)								W — T >#
区分 政府及び 地方公共 団体				その他の	外国法人等		個人	÷ı	単元未満 株式の状況 (株)
	金融機関	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(1本)	
株主数 (人)		5	25	31	124	4	1,422	1,611	
所有株式数 (単元)		2,921	1,862	48,619	19,198	14	10,372	82,986	6,740
所有株式数 の割合(%)		3.52	2.24	58.59	23.13	0.02	12.50	100.00	

- (注)1.自己株式388株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に88株含まれております。
 - 2 . 株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)が所有する当社株式18,800株は、「金融機関」に188単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2-3	4,713,180	56.75
JP MORGAN CHASE BANK 385839 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	267,100	3.21
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1)	244,700	2.94
豊山慶輔	福岡県福岡市城南区	215,980	2.60
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	203,802	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	132,900	1.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	128,600	1.54
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	104,500	1.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	99,600	1.19
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, E C4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	98,500	1.18
計		6,208,862	74.76

- (注)1.所有株式数の割合は、自己株式(388株)を控除して計算しております。
 - 2.所有株式数の割合は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,298,300	82,983	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,740		
発行済株式総数	8,305,340		
総株主の議決権		82,983	

- (注) 1 . 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)が所有する当社株式18,800 株(議決権の数188個)が含まれております。
 - 2.「単元未満株式」欄の株式数には自己株式88株が含まれております。
 - 3. 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

【自己株式等】

2023年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
GMOフィナンシャル ゲート株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6	300		300	0.0
計		300		300	0.0

- (注) 1.株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)が所有する当社株式18,800株については、上記の自己株式等に含まれておりません。
 - 2. 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式給付信託 (BBT)

BBTの概要

BBT (Board Benefit Trust)は、会社が拠出する金銭を原資に信託銀行が自社株式を取得し、役員に対する報酬として自社株式を給付する仕組みです。

当社が当社取締役のうち一定の受益者要件を充足する者を受益者として、株主総会で承認を受けた範囲内で当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める取得期間中に取得し、その後、当該信託は役員株式給付規程に従い、信託期間中の当社業績目標の達成度に応じて当社株式を取締役の在任中に役員報酬として交付いたします。

BBTは、毎年の業績目標の達成度に応じた株式が取締役の在任中に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の取締役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。

信託契約の内容

(1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)

(2)委託者 : 当社

(3) 受託者: みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

(4) 受益者 : 取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。) のうち役員株式給付

規程に定める受益者要件を満たす者

(5)信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定 (6)信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7)本信託契約の締結日 : 2022年9月30日(8)金銭を信託する日 : 2022年9月30日

(9) 信託の期間 : 2022年9月30日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

取締役に取得させる予定の株式の総数

9,400株

(注)当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記取得させる予定の株式の総数は分割考慮後の数値を記載しております。

株式給付信託 (J-ESOP)

J-ESOPの概要

J-ESOPは、会社が拠出する金銭を原資に信託銀行が自社株式を取得し、従業員に対するインセンティブとして自 社株式を給付する仕組みです。

当社及び当社国内完全子会社は、従業員等に対し個人の貢献度に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOPは、当社の株価や業績と従業員等の処遇の連動性をより高め、中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を 共有することにより、中長期的な視野での業績向上や株価上昇への従業員の意欲や士気を高めることを意図して おります。

信託契約の内容

(1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)

(2)委託者 : 当社

(3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

(4) 受益者 : 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち従業員株式給付

規程に定める受益者要件を満たす者

(5)信託管理人 : 当社の従業員から選定

(6)信託の種類: 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7)本信託契約の締結日 : 2022年9月30日(8)金銭を信託する日 : 2022年9月30日

(9) 信託の期間 : 2022年9月30日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

従業員等に取得させる予定の株式の総数

9,400株

(注)当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記取得させる予定の株式の総数は分割考慮後の数値を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	97	1,137
当期間における取得自己株式		

- (注) 1. 当期間における取得自己株式には、「株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が取得した株式数」 及び「2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数」を含めておりません。
 - 2. 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

E /	当事業	業年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式					
その他()					
保有自己株式数	388		388		

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数を含めておりません。
 - 2.この他に自己株式として株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式が18,800株あります。
 - 3. 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度及び当期間の保有自己株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。

当社は、現下の業績動向と内部留保の充実度に鑑み、配当に対する株主の皆様のご期待に応えていく観点から、当連結会計年度においても1株当たり配当額を46円とすることといたしました。

当社は配当を実施する場合、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。なお、2019年12月11日開催の定時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

次期の配当については、好調な事業計画を踏まえ、今期以上の増配を実施することにより一層の株主還元強化を図り、中長期的な企業価値の向上に資するべく、1株当たり配当額は52円を予想しております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)
2023年11月20日取締役会	382,027	46.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

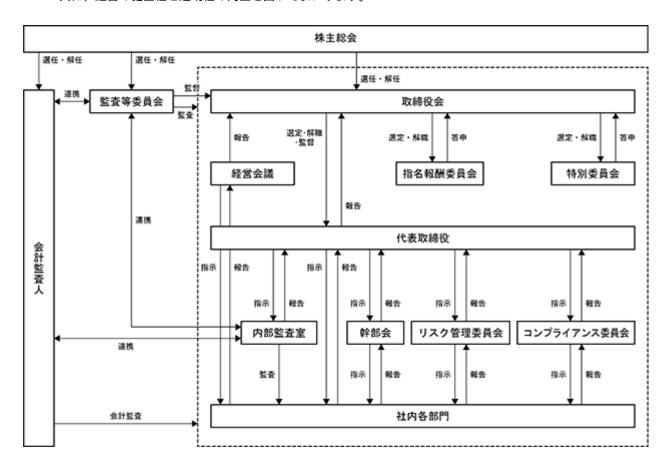
当社は、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考えとしております。その実現のため、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中でグループ企業価値の向上を目指すべく経営活動を推進しております。

企業統治の体制

a . 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制模式図は提出日現在において以下のとおりであります。

当社は、2023年12月17日開催の第25期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。監査等委員会は、経営、法務・ガバナンス、リスク管理、ESG・サステナビリティ等の分野で専門的な知見を有する社外取締役により構成され、取締役会に対する監督機能並びにコーポレート・ガバナンス体制の強化と共に、経営の健全性と透明性の向上を図ってまいります。



b . 会社機関の内容

(取締役会)

取締役会は、取締役(監査等委員である者を除く。) 5 名及び監査等委員である取締役 4 名(うち、社外取締役 4 名)で構成されており、経営の基本方針や重要決裁事項並びに法令で定められた重要事項を審議、決定するための最高意思決定機関と位置づけております。取締役会は、原則として月 1 回開催し、重要な議案が生じた場合には適宜開催しております。なお、当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は11名以内とする旨定款にて定めております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である4名(うち、社外取締役4名)で構成され、原則として月1回開催し、その他必要に応じて開催しております。監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席、業務及び財務状況の調査等を通じて取締役(監査等委員である者を除く。)の職務遂行の監査を行っております。

(経営会議)

経営会議は、取締役会決裁基準に該当しない経営に関する重要事項について、審議・決裁する機関として設置し、機動的に経営判断を行える体制を構築しております。経営会議は、業務執行取締役で構成され、原則月2回 開催するほか必要に応じて適宜開催しております。

(指名報酬委員会)

指名報酬委員会は、取締役の指名及び報酬に関する任意の委員会であり、取締役5名(うち、社外取締役3名)で構成され、その委員長には社外取締役を選任しております。指名報酬委員会は原則年4回開催し、取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、取締役の選任方針、報酬額等について審議し、取締役会への答申を行っております。

(特別委員会)

特別委員会は、取締役会の諮問機関として、独立役員である社外取締役4名で構成される委員会であり、少数株主の利益保護を図り、取締役会のガバナンス強化を図るため、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行っております。

(幹部会)

幹部会は、業務執行取締役及び執行役員を中心とした事業責任者で構成され、原則週1回開催して、各事業部門活動の状況・予定を共有し、経営者の指示のもと、経営活動のベクトルを合わせるとともに、スピーディーな事業経営と柔軟な組織対応を図っております。

(内部監査室)

内部監査については、内部監査室を設置し、代表取締役からの指示により必要な監査・調査を定期的に実施し、 業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。その結果を代表 取締役に報告し、その後の進捗管理を行うなどその機能の充実に日々努め、これを経営に反映させております。 内部監査室には専任の室長を1名配置しているほか、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査室以外の従 業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制を構築しております。

(会計監査人)

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また継続監査年数が7年を超える者はおりません。

(リスク管理委員会)

当社は、経営に対するリスクに総合的に対処・対応するためリスク管理委員会を設け、委員長は取締役社長が指名した者が就き、各部のリスク管理責任者、リスク管理者が委員として組織されております。リスク管理委員会は年4回開催するほか、必要に応じて都度開催しております。リスクマネジメント担当を中心に、情報漏えい、災害対応をはじめとする、当社経営をとりまくリスクに対応する予防策を検討し、必要な業務ルールの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底等の活動をしております。また、万が一緊急事態が発生した場合の報告系統を社内において広報し、徹底しております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、法令等の遵守に基づく公正な経営により、経営理念と調和した経営効率化を達成し株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス委員会を設けております。コンプライアンス委員会は原則年2回開催しており、当社サービスの利用者等の利益保護を重視した適正な事業運営、公正な取引の実施、コンプライアンス態勢の整備、内部統制システムの確立を図るとともに経営状況の適正な開示を行っております。

c.機関ごとの構成員(は議長、委員長を表す)

2023年12月18日現在

役職名	氏名	取締役会	経営会議	幹部会	監査等 委員会	リスク管理 委員会	指名報酬 委員会	特別委員会
代表取締役社長	杉山 憲太郎					0		
取締役	青山 明生 (注)1	0	0	0		0		
取締役	福田 知修 (注)2	0	0	0		0		
取締役	玉井 伯樹 (注)3	0	0	0			0	
取締役	小出 達也	0					0	
取締役(社外)	嶋村 那生	0			0			
取締役(社外)	浅山 理恵	0			0		0	0
取締役(社外)	長澤 孝吉 (注)4	0		0		0	0	0
取締役(社外)	小澤 哲	0		0	0	0		0
執行役員	川本 直哉			0		0		
執行役員	関谷 靖			0		0		
執行役員	徳山 順也			0		0		
執行役員	鵜久森 裕			0		0		

なお、上記機関に加えコンプライアンス委員会を設置しております。構成員はコーポレートサポート本部本部長を 委員長とし、法務部門や人事部門の従業員で構成しております。

- (注) 1.GMOデータ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - 2.GMOデータ株式会社の取締役を兼務しております。
 - 3.GMOカードシステム株式会社の取締役を兼務しております。
 - 4.GMOデータ株式会社の監査役を兼務しております。

d . 当体制を採用する理由

当社は、前述のとおり、株主総会、取締役会、経営会議、監査等委員会及び会計監査人等を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しております。これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

e . 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの構築の基本方針」を以下のとおり決議しております。

(内部統制システムの構築の基本方針)

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制確立の為、コンプライアンス管理規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。コンプライアンス経営の確保を目的として、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。当社及び子会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。監査等委員は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、行動指針等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、リスク管理規程に基づき、リスクの定義及び主管責任部門を定める。取締役社長が指名した委員長を中心としてリスク管理委員会がリスク管理方針を策定し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。リスクが顕著化した場合またはリスクが顕著化する恐れがある場合、災害時等の緊急対応時マニュアルに基づき、緊急対策本部を設置し迅速に対応する。監査等委員及び内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の運営及び付議事項等を定めた「取締役会規則」を制定する。中期事業計画は取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と親会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。当社は、当社が定める関係会社規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。当社及び子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、毎月業務報告会を開催する。当社の監査等委員及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項 監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとする。配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査等委員の意見を十分考慮して検討する。

前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員の指揮・命令に従うものとする。監査等委員の職務を補助する使用人は、他部署を兼務しない。

監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員に、必要の都度、遅滞な く報告する。取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員が事業の報告を求めた場合、または監査等委員が当社グループの 業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼ す恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告する。

監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、監査等委員への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な 取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる 費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の監査機能の向上のため、監査等委員の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査等委員は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査室等とミーティングを行う。監査等委員は、会計監査人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、役職員に周知徹底し、健全な事業運営に努めております。

反社会的勢力との取引排除に向けた基本方針

- 1. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
- 2.反社会的勢力からの不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を一切行いません。また、必要に応じて民事と刑事の両面より法的措置を講じます。
- 3.反社会的勢力への対応は、顧問弁護士、警察、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携します。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。万一、反社会的勢力からの接触の疑いのある事象が発生した際においても十分に対処できるよう、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定しており、所管部署は人事総務部とし、人事総務部長をその責任者として運用しております。また実際に反社会的勢力と関わりのある相手先との取引を回避するために、当社サービスを申込みいただく際は、企業信用調査会社等の外部ツールを利用して全案件に対して確認を行っております。仮に取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、顧問弁護士、警察、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携の上、適切に対応します。また、役職員に対して、コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関するセミナーを開催しております。

f . 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社に関しても業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施し、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。また、当社の内部監査担当部門が、グループ各社に対して業務監査を実施し、必要があれば、法令及び定款に適合するように改善指導等を行っております。

g . 取締役定数

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)を11名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款に定めております。

h. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款にて定めております。

i . 取締役の責任免除

当社は、賠償責任に関する不安を除去することで、萎縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

j.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の嶋村那生氏、浅山理恵氏、長澤孝吉氏及び小澤哲氏の4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号の合計額であります。

k. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、または法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、その保険料を当社が負担しております。

1.剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によるものとする旨を定款に定めております。これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	杉山憲太郎	1979年 1 月29日	2001年4月 2007年11月 2013年6月 2014年6月 2014年12月 2017年5月	ニイウス株式会社(現株式会社 ラック)入社 日本アイ・ビー・エム株式会社入 社 同社第一金融インダストリー銀行 第一サービス部長 GMOペイメントゲートウェイ株式 会社入社 GMOイプシロン株式会社常務取締 役 当社上席執行役員事業企画開発部 部長 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	50,280
取締役 ソリューションパート ナー本部本部長	青山明生	1972年 7 月19日	1997年 4 月 2015年 4 月 2017年 1 月 2018年 1 月 2018年 4 月 2018年12月 2019年 8 月 2021年 1 月 2023年10月	日本アイ・ビー・エム株式会社人社 同社金融第一事業部第一営業部長同社金融第一事業部とリューション推進部営業部長同社金融第一事業部事業戦略開発部営業部長当社上席執行役員営業部部長当社取締役営業部管掌営業部部長GMOデータ株式会社代表取締役社長(現任)当社取締役営業本部本部長当社取締役ソリューションパートナー本部本部長(現任)	(注)3	15,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 ITプラットフォーム本 部本部長	福田 知修	1977年12月 6 日	2000年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 社 2013年1月 同社金融インダストリー銀行サービス第三サービス部長 同社金融インダストリー銀行サービス部長 同社金融サービス保険PSデリー部長 当社入社 2019年9月 当社入社 2019年9月 当社取締役 向、現任 当社取締役システム本部本部システム業務部部長 当社取締役システム本部本部システム業務部部長 当社取締役システム本部本部システム本部本部長(現任)	第一 第一 リバ (注)3	
取締役 コーポレートサポート 本部本部長	玉井 伯樹	1966年10月25日	1990年4月 株式会社住友銀行(現株式会 井住友銀行)入行 2003年9月 株式会社エルクコーポレーシ (現キヤノンメドテックサフ 株式会社)入社 2006年4月 同社取締役経営企画室長 2010年4月 同社取締役管理本部長 2016年7月 エン・ジャパン株式会社管理 長 2017年4月 同社執行役員管理本部長 2021年8月 当社入社 2021年10月 当社東行役員管理本部長 2022年12月 当社取締役管理本部本部長 2022年12月 日本取締役管理本部本部長 (現任) 2023年10月 当社取締役コーポレートサホ本部本部長(現任)	/ョン プライ P本部 (注)3 部長	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			1986年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社		
			2006年5月	│ 入社 │ 同社公共事業部長執行役員		
			2008年5月	同社公共事業の技術17位員 同社ストラテジー執行役員		
			2006年3月	同社 TS事業部長執行役員		
			2011年1月	同社		
			2014年173	同社エンタープライズ事業部長常		
			2010年173	務執行役員		
取締役	小出 達也	1963年 5 月12日	2020年1月	同社グローバルセールス事業本部	(注)3	
			2021年9月	│長取締役専務執行役員 │GMOペイメントゲートウェイ株式		
			2021477	会社イノベーション・パートナー		
				ズ本部上席執行役員		
			2021年12月 2021年12月	当社取締役(現任) GMOペイメントゲートウェイ株式		
			2021年12月	会社上席専務執行役員イノベー		
				ション・パートナーズ本部本部長		
			2007/7 0 []	(現任)		
			2007年9月	弁護士登録(第二東京弁護士会) あさひ法律事務所入所		
			2009年1月	日本弁護士連合会司法制度調査会		
				特別委嘱委員		
			2010年4月	第二東京弁護士会司法制度調査会		
取締役	1.6 ± 1.77 tL	4070/744 🗆 00 🗆	0044/75 4 17	委員	()>	
(監査等委員)	嶋村 那生 	1978年11月26日	2014年1月	│ あさひ法律事務所パートナー弁護 │ 士(現任)	(注)2、4	
			2017年4月	エくればり 第二東京弁護士会司法制度調査会		
				副委員長(民法部会長)		
			2019年 9 月	当社取締役		
			2023年12月	当社取締役(監査等委員)(現 ₁₇ 、		
			1987年4月	│任) │ │株式会社住友銀行(現株式会社三		
			100, + 1,1	株式云社住及銀行(現株式云社三 井住友銀行)入行		
			2008年4月	ガロス戦リナバリ 同行人事部ダイバーシティ推進室		
				同门八事品ノイバーノブイ推進主		
			2013年4月			
			2014年4月	同行品質管理部長		
			2015年4月			
取締役	 浅山 理恵	1963年8月11日	2018年4月	同行執行役員リテール部門副責任	(注)2、4	
(監査等委員)	人山 生心	1905-07111	'."	役員 / 品質管理部副担当役員	(/±/ 2 \ 4	
			2021年6月	SMBCオペレーションサービス株式		
				会社取締役副社長(現任)		
			2021年12月	当社取締役		
			2022年 6 月	株式会社宮崎銀行取締役監査等委		
			0000/=:05	員(現任)		
			2023年12月	当社取締役(監査等委員)(現 任)		
			I	エ ノ	I	I

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	長澤 孝吉	1953年12月5日	1978年 4 月 1994年 1 月 1995年 1 月 2003年 4 月 2005年 1 月 2006年 1 月 2009年 1 月 2013年 4 月 2016年12月 2019年 8 月 2023年12月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 同社サービス産業第六営業部長同社金融第七営業部長同社金融第七営業部長同社営業開発事業部長同社流通ソフトウェア事業部長同社流通システム製品事業部長同社流通システム製品事業部長株式会社アイラス取締役保険事業部長 株式会社アイラス取締役保険事業部長株式会社アイラス取締役保険事業部長	(注) 2、 4	
取締役 (監査等委員)	小澤 哲	1947年1月5日	1970年 4 月 1989年 7 月 1992年 1 月 1997年 7 月 2000年 2 月 2001年 5 月 2004年 3 月 2007年 1 月 2016年12月 2023年12月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 同社大手銀行担当営業所長株式会社SRA出向営業部長英国IBM出向日系企業担当部長日本アイビーエム・ソリューション・サービス株式会社出向取締役事業推進担当同社代表取締役社長ディ・アンド・アイ情報システム株式会社代表取締役社長エムエルアイ・システムズ株式会社代表取締役副社長当社監査役当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2 、 4	
		1	<u>. </u>		l	65,280

- (注) 1.2023年12月17日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
 - 2. 取締役嶋村那生氏、浅山理恵氏、長澤孝吉氏及び小澤哲氏は、社外取締役であります。
 - 3.取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、2023年12月17日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 4.監査等委員である取締役の任期は、2023年12月17日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 - 5. 所有株式数には、2023年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

社外役員の状況

(社外役員の機能及び役割)

本書提出日現在、当社は、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、監査等委員である社外取締役を4名選任しております。

社外取締役は社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の職務執行に対する監督機能及び監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社は、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針を定めております。選任にあたっては、当基準に準拠していることに加えて少数株主の保護や当社グループの事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

社外取締役の嶋村那生氏、浅山理恵氏、長澤孝吉氏及び小澤哲氏は、当社との人的関係、資本的関係、取引関係 その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定し、届け出 ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係 社外取締役は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナン スの概要 企業統治の体制」に記載のとおり、取締役会に出席し、適宜発言・提言を行うこと等により、会社経 営を監督しております。また、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 別 監査等委員会の状況及び 内部監査の状況等」に記載のとおり、会計監査人及び内部監査室と相互連携を 図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の状況

a. 監査等委員の組織、人員

当社は、2023年12月17日開催の第25期定時株主総会の決議に基づき、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役4名)で構成されております。監査等委員会は、監査の方針、監査計画に従い、取締役会その他重要会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本業等において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、当社グループの業務及び財産の状況を把握しております。

内部監査、監査等委員会監査、会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係については、内部監査室、監査等委員会、会計監査人は、各々の監査計画や監査の進捗状況等の情報を共有し、意見交換を行うことにより、 連携を図り監査の有効性、効率性を高めております。

b . 監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会設置会社であり、個々の監査役の監査役会、取締役会への出席状況は以下のとおりです。当社の監査役会は原則として取締役会に先立ち月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。当事業年度における各監査役の監査役会、取締役会への出席状況は以下のとおりです。定時監査役会の平均所要時間は、約30分です。

役職名	氏名	監査役会出席状況	取締役会出席状況
常勤監査役(社外)	長澤 孝吉	13回/13回(100%)	17回/17回(100%)
非常勤監査役(社外)	小澤 哲	13回/13回(100%)	17回/17回(100%)
非常勤監査役	飯沼 孝壮	13回/13回(100%)	17回/17回(100%)

監査役会では、年間を通じて、次のような決議、審議、協議、報告がなされました。

決議:監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人の報酬への同意、監査役会監査報告、監査役会議長選任、常勤監査役・特定監査役選任、会計監査人の変更、監査役会規則・監査役監査基準・内部統制システムに係る監査の実施基準の改定

審議:監査役監査方針・監査計画、会計監査人の監査報告、監査役監査報告、株主総会招集通知、会計監査人の 変更、会計監査人の報酬への同意

協議:監査役報酬配分、内部統制システムの点検内容報告:監査役月次活動報告、重要事象の情報共有等

c . 監査役の主な活動

各監査役は、毎月1回開催される取締役会に出席し、議事運営、審議・決議内容等を監査し、必要に応じて意見 表明を行っています。

常勤監査役長澤孝吉氏及び監査役小澤哲氏は、毎週開催される幹部会など重要な会議に原則として出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。両監査役は、代表取締役社長との面談を年4回開催し、監査報告や監査所見にもとづく提言を行っており、常勤取締役全員及び子会社社長とも年2回、非常勤取締役とは年1回面談を実施し、課題と対応状況の共有を図っております。なお、毎月の取締役会に先立って、独立社外取締役2名及び社外監査役2名で独立役員会議を開催して、取締役会上程議案に関する相互の意見交換、その他重要事象に関する情報共有を図っております。

監査役3名は、会計監査人とは、監査計画・作業見積時間の聴取、三様監査、システム監査報告、期末監査報告 等、緊密なコミュニケーションを図っております。

また、内部監査室とは、監査役監査計画の情報共有を図るとともに、内部監査計画聴取、内部監査実施時での同席、内部監査報告書聴取、三様監査を通して相互の連携を行っております。

最後に、常勤監査役は、常勤としてオープンな執務室内で執務し、会社活動を見守るとともに、監査役会の企画・運営、当社の属する企業グループの主要な監査役等をメンバーとしたグループ監査役会での情報共有・意見交換、日本監査役協会会員として最新情報の入手等の活動を行っております。

内部監査の状況等

a . 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役が任命した専任者である内部監査室長が担当しております。内部監査室長は、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部 監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のため の指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

b.内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当事業年度においては、監査を担当する内部監査室長、監査役、さらに会計監査人が相互に連携し、それぞれの 監査の実効性の向上に努めております。また、内部統制部門である管理部とも、適宜会議を設ける等連携を強化 しており、監査の実効性のみならず、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。

会計監査の状況等

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b . 継続監査期間

2022年9月期以降の2年間

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 矢部直哉 指定有限責任社員 業務執行社員 鴇田直樹

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。 公認会計士7名、その他26名

e . 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査等委員会設置会社移行前の監査役及び監査役会は、上記の観点と会計監査人の業務実績状況を照らし合わせ 監査法人に対して評価を行っております。具体的には、会計監査人の独立性の担保、内部統制システム評価と監 査リスクの把握ができているかを確認するとともに、監査実務チームの体制や監査の網羅性、あるいは個別の監 査項目に対する適切性を確認し、監査役との連携状況や報告の適切性を合わせて評価しております。

g. 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度		
	監査証明に 基づく報酬(千円)	非監査証明に 基づく報酬(千円)	監査証明に 基づく報酬(千円)	非監査証明に 基づく報酬(千円)	
提出会社	24,700		27,000		
連結子会社					
計	24,700		27,000		

- (b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く) 該当事項はありません。
- (c) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度該当事項はありません。

(d) その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(e) 監査報酬の決定方針

当社では、監査法人と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

(f) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積 もりの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上 で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

h.監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第23期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日) 有限責任監査法人トーマツ 第24期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) EY新日本有限責任監査法人

(1) 当該異動の年月日

2021年12月17日(第23期定時株主総会開催日)

- (2) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2017年3月31日
- (3) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等該当事項はありません。

(4) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2021年12月17日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。監査役会は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、EY新日本有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制について検討を行った結果、適任であると判断いたしました。また、当社親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社も2021年12月19日開催の第28期定時株主総会において、EY新日本有限責任監査法人を新たな公認会計士等としております。これに伴い、当社も会計監査人を統一することでグループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性の向上が図れると判断し、EY新日本有限責任監査法人を当社の会計監査人としております。

(5) 上記(4)の理由及び経緯に対する意見

退任する公認会計士等の意見 特段の意見はない旨の回答を得ております。 監査役会の意見 妥当であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月及び12月の取締役会において、決議しております。

b. 当該方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与及び株式報酬により構成しております。業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各連結会計年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給しております。当連結会計年度の連結営業利益は1,120,324千円です。

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山憲太郎氏が取締役(監査等委員である者を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役(監査等委員である者を除く。)の基本報酬及び各取締役(監査等委員である者を除く。)の担当事業の業績を踏まえた賞与の額の報酬案であり、指名報酬委員会への諮問及びその答申を踏まえて決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役(監査等委員である者を除く。)の担当事業等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により定める固定報酬とし、企業の業績に左右されない適正な報酬が確保されることで、その独立性を担保しております。

c. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由 取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続きに基づき決定されていることから、取締役の個 人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			
		基本報酬	業績連動報酬等		対象となる役 員の員数(名)
			賞与(注3)	株式報酬(注4)	
取締役	102 255	83,802	97,576	11,977	5
(社外取締役を除く)	193,355				
監査役	2,400	2,400			4
(社外監査役を除く)	2,400				1
社外役員	20,400	20,400			4

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月11日開催の第21期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。第25期定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該報酬額とは別枠で取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く)の株式報酬制度として、2021年12月17日開催の第23期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入が決議されております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は5名です。本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、各連結会計年度の業績目標の達成度及び各取締役の職務執行状況等に応じて当社株式が交付されるものとなります。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2019年12月11日開催の第21期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。第25期定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 - 3. 上記業績連動報酬等の「賞与」の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額97,576千円(取締役4名に対して97,576千円) を記載しております。
 - 4.上記業績連動報酬等の「株式報酬」の総額は、業績連動型株式報酬に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額を記載しております。
 - 5. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等 該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの 該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の額は、指名報酬委員会での審議を経た上で取締役会に答申され、株主総会において承認された取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬総額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役が各取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額を決定しております。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

当社の役員報酬等については、株主総会決議により取締役の報酬等の限度額を決定しております。各取締役 (監査等委員である者を除く。)の報酬額は、取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬に関しては、妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会を設置しております。取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は指名報酬委員会での審議を経た上で、取締役会に答申され、決定されます。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により定める固定報酬とし、企業の業績に左右されない適正な報酬が確保されることで、その独立性を担保しております。

業績連動報酬に関わる指標の目標及び実績

業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各事業年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与または株式報酬として支給しております。なお、株式報酬の制度については「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。当事業年度の連結営業利益は1,120,324千円です。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人より監査を受けております。

3.連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (2023年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,519,185	4,015,682
売掛金	630,851	920,725
商品	1,506,845	2,396,179
その他	362,240	181,151
貸倒引当金	3,065	8,529
流動資産合計	5,016,057	7,505,209
固定資産		
有形固定資産	79,685	84,575
無形固定資産		
ソフトウエア	989,279	1,062,072
ソフトウエア仮勘定	103,872	117,035
顧客関連資産	85,621	42,810
のれん	177,753	133,315
その他	60	60
無形固定資産合計	1,356,587	1,355,293
投資その他の資産		
敷金	47,801	47,033
破産更生債権等	1,021	1,043
繰延税金資産	137,863	237,641
その他	19	32,486
貸倒引当金	1,021	1,043
投資その他の資産合計	185,683	317,161
固定資産合計	1,621,956	1,757,031
資産合計	6,638,014	9,262,240

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (2023年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	814,649	1,075,275
未払法人税等	253,018	201,123
契約負債	34,343	89,224
預り金	173,421	375,741
賞与引当金	241,500	392,760
役員賞与引当金	59,300	107,576
その他	352,552	363,157
流動負債合計	1,928,785	2,604,857
固定負債		
長期借入金	-	1,500,000
株式給付引当金	166	4,524
役員株式給付引当金	11,977	23,954
繰延税金負債	26,217	13,108
その他	210	-
固定負債合計	38,571	1,541,587
負債合計	1,967,356	4,146,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,617,987	1,629,932
資本剰余金	1,631,098	1,643,043
利益剰余金	1,257,124	1,764,019
自己株式	2,627	123,529
株主資本合計	4,503,581	4,913,464
非支配株主持分	167,075	202,330
純資産合計	4,670,657	5,115,795
負債純資産合計	6,638,014	9,262,240

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

	***	(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2021年10月1日	当連結会計年度 (自 2022年10月1日
	至 2022年9月30日)	至 2023年9月30日)
	1 10,295,454	1 15,909,069
売上原価	2 7,527,314	2 12,003,608
売上総利益	2,768,140	3,905,460
販売費及び一般管理費		
役員報酬	135,648	128,460
給料及び手当	490,491	578,804
賞与引当金繰入額	241,500	392,760
株式給付引当金繰入額	166	4,357
役員賞与引当金繰入額	59,300	107,576
役員株式給付引当金繰入額	11,977	11,977
のれん償却額	44,438	44,438
その他	1,044,091	1,516,761
販売費及び一般管理費合計	2,027,612	2,785,136
営業利益	740,527	1,120,324
営業外収益		
受取利息	23	25
受取解約返戻金	6,071	-
その他	104	181
営業外収益合計	6,198	206
営業外費用		
支払利息	894	6,339
その他	0	32
営業外費用合計	894	6,372
経常利益	745,831	1,114,159
特別損失		
固定資産除却損	-	з 14,314
特別損失合計	-	14,314
税金等調整前当期純利益	745,831	1,099,844
法人税、住民税及び事業税	347,245	431,043
法人税等調整額	81,374	112,887
法人税等合計	265,871	318,156
当期純利益	479,959	781,688
非支配株主に帰属する当期純利益	7,436	35,254
親会社株主に帰属する当期純利益	472,523	746,433

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
当期純利益	479,959	781,688
包括利益	479,959	781,688
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	472,523	746,433
非支配株主に係る包括利益	7,436	35,254

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			非支配	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	株主持分	総具生ロ引
当期首残高	1,605,446	1,618,557	994,020	1,252	4,216,771	159,639	4,376,410
当期変動額							
新株の発行(新株予約権 の行使)	12,540	12,540			25,080		25,080
剰余金の配当			209,419		209,419		209,419
自己株式の取得				1,375	1,375		1,375
親会社株主に帰属する当 期純利益			472,523		472,523		472,523
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)						7,436	7,436
当期変動額合計	12,540	12,540	263,104	1,375	286,810	7,436	294,246
当期末残高	1,617,987	1,631,098	1,257,124	2,627	4,503,581	167,075	4,670,657

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				非支配	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	株主持分	総貝生ロ司
当期首残高	1,617,987	1,631,098	1,257,124	2,627	4,503,581	167,075	4,670,657
当期变動額							
新株の発行(新株予約権 の行使)	11,945	11,945			23,890		23,890
剰余金の配当			239,539		239,539		239,539
自己株式の取得				120,902	120,902		120,902
親会社株主に帰属する当期純利益			746,433		746,433		746,433
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)				-		35,254	35,254
当期变動額合計	11,945	11,945	506,894	120,902	409,882	35,254	445,137
当期末残高	1,629,932	1,643,043	1,764,019	123,529	4,913,464	202,330	5,115,795

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度	(単位:千円) 当連結会計年度
	(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	745,831	1,099,844
減価償却費	317,153	385,706
のれん償却額	44,438	44,438
賞与引当金の増減額(は減少)	151,767	151,260
役員賞与引当金の増減額(は減少)	39,300	48,276
株式給付引当金の増減額(は減少)	166	4,357
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	11,977	11,977
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	5,486
固定資産除却損	-	14,314
受取解約返戻金	6,071	-
受取利息	23	25
支払利息	894	6,339
売上債権の増減額(は増加)	109,016	289,874
棚卸資産の増減額(は増加)	108,054	889,293
仕入債務の増減額(は減少)	277,659	260,626
預り金の増減額(は減少)	956,044	202,319
その他	48,041	305,490
	22,733	1,361,245
利息の受取額	23	25
利息の支払額	894	6,339
解約返戻金の受取額	6,071	-
法人税等の支払額	240,118	489,017
営業活動によるキャッシュ・フロー	212,184	865,913
と と		
有形固定資産の取得による支出	14,481	62,231
無形固定資産の取得による支出	492,538	437,698
敷金の差入による支出	24,155	-
その他	37	30,015
	531,214	529,945
財務活動によるキャッシュ・フロー	331,211	020,0.0
新株予約権の行使による株式の発行による収入	25,080	23,890
長期借入れによる収入		1,500,000
自己株式の取得による支出	1,375	1,137
自己株式取得目的の金銭の信託の設定による支出	132,000	2,232
配当金の支払額	188,449	239,539
その他	6,292	452
	303,036	1,280,529
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,046,434	1,616,496
院金及び現金同等物の相似領(はパン) 現金及び現金同等物の期首残高	3,433,620	2,387,185
"加州人","西门古物"。	3,433,020	2,307,103

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

GMOカードシステム株式会社

GMOデータ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4 . 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3~10年

レンタル資産 5年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(8年)

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

當与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき見積額を計上しております。

株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への株式給付に充てるため、当連結会計年度末における株式給付債務の 見込額に基づき見積額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への株式給付に充てるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イニシャル

決済端末及び決済端末に係る附属品の販売や端末アプリケーションの開発・カスタマイズ等の受託業務を主 に行っております。

決済端末等の販売については、端末等が顧客に引渡された時点において履行義務が充足されると判断し、商品の引渡時点で収益を認識しております。

開発受託サービスについては、開発が完了した時点をもって履行義務が充足されるため、開発完了時で収益を認識しております。なお、特定の加盟店獲得を目的としたセンター機能の開発案件については、効果が及ぶ期間に応じて履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される期間において収益を認識しております。

ストック

決済金額の明細データの提供やシステム接続サービス並びに通信環境の提供を主に行っております。当該サービスについては、サービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益を認識しております。また、契約期間にわたりサービスを提供している取引においては、その期間に応じ履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

主に当社グループのデータセンターを通した決済処理サービスを提供しております。また、決済端末において使用・費消されるロール紙の販売を行っております。

決済処理サービスについては、加盟店の決済処理が行われた時点で履行義務が充足されると判断し、決済処理が行われた時点で収益を認識しております。また、ロール紙の販売については決済端末の販売と同様、顧客に商品が引渡された時点において収益を認識しております。

スプレッド

主に加盟店に対する決済代行サービスの提供を行っております。当該サービスについては、当社から加盟店への決済代金の支払をもって履行義務が充足されると判断し、加盟店への支払が行われた時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法及び償却期間については、その効果が発現すると見込まれる期間(10年)にわたって均等償却 を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	177,753	133,315
顧客関連資産	85,621	42,810

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、2016年9月期においてGMOカードシステム株式会社の株式を100%取得し、取得原価の配分を行っております。当該取得原価の配分により、のれん及び顧客関連資産が計上されております。当社は、同社の損益計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの判定を行っておりますが、当連結会計年度においては、上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候は識別されておりません。

減損の兆候の判定に用いた損益計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において損益計画と損益実績に 乖離が生じることにより上記のれん及び顧客関連資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の 計上の可能性があり、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

1.役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年11月22日付で「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。)の導入を公表し、2021年12月17日開催の第23期定時株主総会にて決議されました。本制度については、2022年9月20日開催の取締役会で詳細を決定しております。

(1) 本信託の概要

名称 : 株式給付信託 (BBT)

委託者 : 当社

受託者: みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

受益者 : 取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除きます。)のうち

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

本信託契約の締結日 : 2022年 9 月30日 金銭を信託する日 : 2022年 9 月30日

信託の期間 : 2022年9月30日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続

します。)

信託に関する会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて総額法を適用しております。これにより信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に59,886千円(9,400株)計上しております。

2. 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年11月22日付で「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。)の導入を公表し、2022年9月20日開催の取締役会で、本制度の詳細を決定しております。

(1) 本信託の概要

名称:株式給付信託(J-ESOP)

委託者 : 当社

受託者: みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

受益者 : 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち

従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

信託管理人 : 当社の従業員から選定

信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

本信託契約の締結日 : 2022年 9 月30日 金銭を信託する日 : 2022年 9 月30日

信託の期間 : 2022年9月30日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続

します。)

信託に関する会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて総額法を適用しております。これにより信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に59,878千円(9,400株)計上しております。

3.包括加盟店契約等に関する事項

当社は、継続的役務を提供する加盟店が提供完了前に経営破綻などに陥り、継続的役務の提供が出来なくなった場合、包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (2023年 9 月30日)
 有形固定資産の減価償却累計額	72,536千円	97,974千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております(は戻入額)。

前連結会計年度 (自 2021年10月 1 至 2022年 9 月3	日 (自 2022年10月1日
5,680千円	24,050千円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年10月1日	(自 2022年10月1日
	至 2022年 9 月30日)	至 2023年 9 月30日)
ソフトウエア仮勘定	- 千円	11,920 千円
工具、器具及び備品	-	2,394

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株)(注)	4,106,320	23,790	-	4,130,110

(注)普通株式の発行済株式数の増加23,790株は、ストック・オプションの行使に伴う新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株)(注)	65	61	-	126

(注)自己株式の増加61株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月22日 取締役会	普通株式	209,419	51.00	2021年9月30日	2021年12月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	239,539	58.00	2022年 9 月30日	2022年12月19日

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株)(注)	4,130,110	4,175,230	-	8,305,340

(注)普通株式の発行済株式数の増加は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加4,130,110株、ストック・オプションの行使に伴う新株の発行による増加45,120株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式(株)(注)	126	19,062	-	19,188

- (注) 1. 当連結会計年度期末の自己株式数には、株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)の所有する当社株式が18,800株含まれております。
 - 2 . 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加97株、株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)による取得 9,400株及び2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加9,565株であります。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月21日 取締役会	普通株式	239,539	58.00	2022年 9 月30日	2022年12月19日

(注) 2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	382,027	46.00	2023年 9 月30日	2023年12月19日

(注)2023年11月20日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)の所有する当社株式 に対する配当金864千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	2,519,185千円	4,015,682千円
株式給付信託(BBT及びJ-ESOP) 別段預金	132,000	12,000
現金及び現金同等物	2.387.185	4.003.682

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は原則として、営業活動によるキャッシュ・フローのほか、これまで蓄積してきた内部留保で賄い、必要に応じ銀行等金融機関からの借入とする方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部門が与信管理規程等に従い取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

敷金は、主に事業所の賃借に伴う敷金であります。敷金は差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を把握しております。

買掛金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

未払法人税等は、決算日から3ヶ月以内に納付する予定となっております。

預り金は、主に包括加盟店契約による加盟店に対する預り金であり、翌月までには大半が支払われることになります。

長期借入金は、主に運転資金であり、固定金利で調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、管理部門が与信管理規程等に従い取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うととも に、主な取引先の信用状況を毎月把握する体制としております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署等からの報告に基づき資金の流動性を把握し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2022年9月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	47,801	35,767	12,033
資産計	47,801	35,767	12,033

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等、預り金については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年9月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	47,033	31,247	15,786
資産計	47,033	31,247	15,786
長期借入金	1,500,000	1,486,757	13,242
負債計	1,500,000	1,486,757	13,242

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等、預り金については、現金であること及び短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(注)1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年9月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
敷金	-	-	-	47,801
合計	-	-	-	47,801

当連結会計年度(2023年9月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
敷金	-	-	-	47,033
合計	-	-	-	47,033

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2023年9月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
長期借入金	-	1,500,000	-	-
合計	-	1,500,000	-	-

有価証券報告書

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 前連結会計年度(2022年9月30日)

(単位:千円)

区分	時価					
区为	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
敷金	1	35,767	-	35,767		
資産計	-	35,767	-	35,767		

当連結会計年度(2023年9月30日)

(単位:千円)

区分	時価					
区为	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
敷金	-	31,247	-	31,247		
資産計	-	31,247	-	31,247		
長期借入金	-	1,486,757	-	1,486,757		
負債計	-	1,486,757	-	1,486,757		

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金については、償還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度14,692千円、当連結会計年度19,378千円であります。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2016年11月21日	2018年 9 月18日
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 3名 当社従業員 10名 親会社従業員 3名 子会社取締役 2名 子会社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 16名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 300,000株	普通株式 116,340株
付与日	2016年11月30日	2018年 9 月28日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自 2018年12月3日 至 2026年10月30日	自 2020年 9 月29日 至 2028年 8 月28日

- (注) 1.株式数に換算して記載しております。なお、2020年2月14日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合) 及び2023年1月17日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - 2.「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
 - (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	ı	-
付与	1	-
失効	•	-
権利確定	ı	-
未確定残	1	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	49,020	30,240
権利確定		-
権利行使	24,600	20,520
失効	-	-
未行使残	24,420	9,720

(注) 2020年2月14日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)及び2023年1月17日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 2 回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	484	584
行使時平均株価(円)	8,340	8,340
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-

- (注) 2020年2月14日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)及び2023年1月17日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
 - 3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は類似会社比準方式等によっております。

4 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値 の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の 合計額
 - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

346,095千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された

ストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

352,410千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (2023年 9 月30日)
操延税金資産		
賞与引当金	74,979千円	121,739 千円
税務上の繰越欠損金(注)	53,809	42,092
減価償却超過額	19,033	40,167
未払事業税	17,556	23,218
未払法定福利費	10,917	20,159
商品評価損	12,664	5,300
その他	3,327	10,872
繰延税金資産小計	192,289	263,550
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	53,809	25,890
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	616	18
評価性引当額小計	54,426	25,909
繰延税金資産合計	137,863	237,641
繰延税金負債		
顧客関連資産	26,217	13,108
繰延税金負債合計	26,217	13,108
繰延税金資産(負債)純額	111,645	224,532

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 前連結会計年度(2022年9月30日)

(単位:千円)

						-	-
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	ı	ı	-	ı	ı	53,809	53,809
評価性引当額	1	ı	-	ı	ı	53,809	53,809
繰延税金資産	-	-	-	-			1

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	1	1	-	-	42,092	42,092
評価性引当額	-	1	1	-	-	25,890	25,890
繰延税金資産	-	-	-	-	-	16,202	16,202

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

有価証券報告書

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (2023年 9 月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.20	3.43
連結子会社との税率差異	1.50	1.47
のれん償却額	1.75	1.24
住民税均等割	0.36	0.25
評価性引当額の増減	0.44	2.59
賃上げ促進税制による税額控除	-	4.88
人材確保等促進税制による税額控除	1.22	-
その他	0.13	0.61
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.64	28.93

(資産除去債務関係)

当社及び連結子会社の本社事務所に係る不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、 そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

			収益認識の時期		
品目	顧客との契約から 生じる収益	外部顧客への 売上高	一時点で 移転される財 又はサービス	一定期間に わたり 移転される財 又はサービス	
イニシャル	7,162,832	7,162,832	7,144,190	18,641	
ストック	865,597	865,597	845,852	19,744	
フィー	1,316,944	1,316,944	1,316,944	-	
スプレッド	950,080	950,080	950,080	-	
合計	10,295,454	10,295,454	10,257,068	38,386	

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

			収益認識の時期		
品目	顧客との契約から 生じる収益	外部顧客への 売上高	一時点で 移転される財 又はサービス	一定期間に わたり 移転される財 又はサービス	
イニシャル	11,116,720	11,116,720	11,054,332	62,388	
ストック	1,243,892	1,243,892	1,215,118	28,773	
フィー	2,396,603	2,396,603	2,396,603	-	
スプレッド	1,151,852	1,151,852	1,151,852	-	
合計	15,909,069	15,909,069	15,817,907	91,162	

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	521,859
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	630,851
契約負債 (期首残高)	47,640
契約負債(期末残高)	34,343

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は 以下のとおりであります。

(単位:千円)

1年以内	18,851
1年超2年以内	14,299
2年超3年以内	1,191
合計	34,343

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	630,851
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	920,725
契約負債(期首残高)	34,343
契約負債(期末残高)	89,224

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初の予想契約期間が1年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する 情報の記載を省略しております。

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は 以下のとおりであります。

(単位:千円)

1年以内	21,809
1年超2年以内	8,701
2年超3年以内	7,509
3 年超	4,736
合計	42,757

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社グループは対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
三井住友カード株式会社	4,794,567
VJA株式会社	1,968,053

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
三井住友カード株式会社	8,576,456
VJA株式会社	2,660,413

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

当社グループは、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループは、対面決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1.関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOペイメン トゲートウェ イ株式会社	東京都 渋谷区	13,323,135	インター ネットイ ンフラ事 業	(被所有) 直接57.2	営業上の 取引等	決済端末 の販売等 (注)	93,886	売掛金	8,191

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上 決定しております。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	GMOペイメン トゲートウェ イ株式会社	東京都 渋谷区	13,323,135	インター ネットイ ンフ 業	(被所有) 直接56.8	営業上の 取引等	システム 利用料金等 (注)	141,068	売掛金	10,669

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上 決定しております。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	杉山憲太郎	-	-	当 社代表取 締役社長	(被所有) 直接0.4	-	ストック オプ権 使 (注)	11,973	-	-
役員	髙野 明	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接0.6	-	ストック オプ報 和行 使 (注)	11,894	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

ストックオプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

当連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	杉山憲太郎	-	-	当 社 代 表 取 締役社長	(被所有) 直接0.6	-	ストック オプ権 利権 使 (注)	11,983	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等 ストックオプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

GMOインターネットグループ株式会社(東京証券取引所に上場) GMOペイメントゲートウェイ株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)
1株当たり純資産額	545円23銭	592円97銭
1株当たり当期純利益	57円32銭	90円25銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	56円70銭	89円74銭

- (注) 1.当社は株式給付信託(BBT及びJ-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式について は連結財務諸表において自己株式として計上しております。なお、1株当たり情報については以下のとおり 算定しております。
 - 1株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております(前連結会計年度 該当なし 当連結会計年度 18,800株)。 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております(前連結会計年度 該当なし 当連結会計年度 18,627株)。
 - 2. 当社は、2023年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

70	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	472,523	746,433
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	472,523	746,433
普通株式の期中平均株式数(株)	8,244,136	8,270,541
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	ı
普通株式増加数(株)	90,220	47,160
(うち新株予約権(株))	(90,220)	(47,160)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	452	194	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	1,500,000	0.7	2028年 3 月 ~ 2028年 6 月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	194	-	-	-
合計	647	1,500,194	-	-

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結 貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
 - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1 年超 2 年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	-	-	-	1,500,000

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(千円)	3,267,719	7,264,812	12,003,785	15,909,069
税金等調整前四半期 (当期)純利益	(千円)	282,444	622,053	961,172	1,099,844
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	170,388	394,368	613,308	746,433
1 株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	20.67	47.77	74.20	90.25

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益	(円)	20.67	27.09	26.42	16.07

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年 9 月30日)	当事業年度 (2023年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,680,070	3,339,269
売掛金	562,378	819,528
商品	1,506,845	2,396,179
前渡金	257,339	6,795
前払費用	27,418	80,250
その他	103,266	94,880
貸倒引当金	3,065	8,529
流動資産合計	4,134,253	6,728,374
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	15,585	14,535
工具、器具及び備品	12,518	12,150
レンタル資産	23,222	25,290
リース資産	583	171
有形固定資産合計	51,911	52,147
無形固定資産		
ソフトウエア	812,232	902,693
ソフトウエア仮勘定	94,932	112,612
その他	60	60
無形固定資産合計	907,225	1,015,366
投資その他の資産		
関係会社株式	1,019,900	1,019,900
敷金	47,104	46,504
破産更生債権等	983	1,005
繰延税金資産	120,796	198,427
その他	18	32,485
貸倒引当金	983	1,005
投資その他の資産合計	1,187,820	1,297,318
固定資産合計	2,146,956	2,364,832
資産合計	6,281,209	9,093,206

		(単位:千円)
	前事業年度 (2022年 9 月30日)	当事業年度 (2023年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	820,571	1,098,381
リース債務	452	194
未払金	213,166	310,796
未払法人税等	184,399	120,778
未払消費税等	74,564	1,525
契約負債	34,343	78,131
預り金	172,467	374,526
賞与引当金	215,500	355,560
役員賞与引当金	51,500	97,576
流動負債合計	1,766,964	2,437,470
固定負債		
長期借入金	-	1,500,000
株式給付引当金	166	4,524
役員株式給付引当金	11,977	23,954
長期預り保証金	14,135	14,135
リース債務	194	-
長期未払金	15	-
固定負債合計	26,489	1,542,614
負債合計	1,793,454	3,980,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,617,987	1,629,932
資本剰余金		
資本準備金	1,631,098	1,643,043
資本剰余金合計	1,631,098	1,643,043
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,241,298	1,963,677
利益剰余金合計	1,241,298	1,963,677
自己株式	2,627	123,529
株主資本合計	4,487,755	5,113,122
純資産合計	4,487,755	5,113,122
負債純資産合計	6,281,209	9,093,206

【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2021年10月1日	当事業年度 (自 2022年10月1日
	至 2022年 9 月30日)	至 2023年 9 月30日)
売上高	9,735,097	15,281,084
売上原価	7,495,229	12,093,186
売上総利益	2,239,867	3,187,898
販売費及び一般管理費		
役員報酬	115,524	106,602
減価償却費	98,925	132,051
給料及び手当	407,419	479,421
賞与引当金繰入額	215,500	355,560
株式給付引当金繰入額	166	4,357
役員賞与引当金繰入額	51,500	97,576
役員株式給付引当金繰入額	11,977	11,977
その他	810,684	1,219,681
販売費及び一般管理費合計	1,711,697	2,407,227
営業利益	528,170	780,671
営業外収益		
受取利息	17	20
受取手数料	5,400	5,400
受取配当金	-	400,000
雑収入	54	176
営業外収益合計	5,472	405,597
営業外費用		
支払利息	873	6,339
雑損失	0	32
営業外費用合計	873	6,372
経常利益	532,769	1,179,896
税引前当期純利益	532,769	1,179,896
法人税、住民税及び事業税	237,680	295,609
法人税等調整額	59,420	77,631
法人税等合計	178,260	217,978
当期純利益	354,508	961,918

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年10月 至 2022年9月3		当事業年度 (自 2022年10月 至 2023年9月3	
区分	注記	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
商品仕入等		5,047,252	68.3	9,453,457	72.8
一		675,962	9.2	1,011,475	7.8
経費		1,664,120	22.5	2,517,587	19.4
小計		7,387,335	100.0	12,982,519	100.0
期首商品棚卸高		1,614,739		1,506,845	
合計		9,002,074		14,489,365	
期末商品棚卸高		1,506,845		2,396,179	
売上原価		7,495,229		12,093,186	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

	1	
項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	474,026	692,753
減価償却費	111,226	140,383
通信費	162,905	220,747
支払報酬	195,190	198,721

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

(+E:								
				株主資本				
		資本東		利益親	制余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	純資産合計
当期首残高	1,605,446	1,618,557	1,618,557	1,096,208	1,096,208	1,252	4,318,960	4,318,960
当期変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)	12,540	12,540	12,540				25,080	25,080
剰余金の配当				209,419	209,419		209,419	209,419
当期純利益				354,508	354,508		354,508	354,508
自己株式の取得						1,375	1,375	1,375
当期変動額合計	12,540	12,540	12,540	145,089	145,089	1,375	168,795	168,795
当期末残高	1,617,987	1,631,098	1,631,098	1,241,298	1,241,298	2,627	4,487,755	4,487,755

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

(· ·								
				株主資本				
		資本類	 制余金	利益親	 制余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	1,617,987	1,631,098	1,631,098	1,241,298	1,241,298	2,627	4,487,755	4,487,755
当期変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)	11,945	11,945	11,945				23,890	23,890
剰余金の配当				239,539	239,539		239,539	239,539
当期純利益				961,918	961,918		961,918	961,918
自己株式の取得						120,902	120,902	120,902
当期変動額合計	11,945	11,945	11,945	722,379	722,379	120,902	625,367	625,367
当期末残高	1,629,932	1,643,043	1,643,043	1,963,677	1,963,677	123,529	5,113,122	5,113,122

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

15年

建物附属設備

工具、器具及び備品 5~10年

レンタル資産 5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき見積額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への株式給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額 に基づき見積額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への株式給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき見積額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(1) イニシャル

決済端末及び決済端末に係る附属品の販売や端末アプリケーションの開発・カスタマイズ等の受託業務を主に 行っております。

決済端末等の販売については、端末等が顧客に引渡された時点において履行義務が充足されると判断し、商品の引渡時点で収益を認識しております。

開発受託サービスについては、開発が完了した時点をもって履行義務が充足されるため、開発完了時で収益を 認識しております。なお、特定の加盟店獲得を目的としたセンター機能の開発案件については、効果が及ぶ期 間に応じて履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される期間において収益を認識しておりま す。

(2) ストック

決済金額の明細データの提供やシステム接続サービス並びに通信環境の提供を主に行っております。当該サービスについては、サービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益を認識しております。また、契約期間にわたりサービスを提供している取引においては、その期間に応じ履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

(3) フィー

主に当社グループのデータセンターを通した決済処理サービスを提供しております。また、決済端末において 使用・費消されるロール紙の販売を行っております。

決済処理サービスについては、加盟店の決済処理が行われた時点で履行義務が充足されると判断し、決済処理が行われた時点で収益を認識しております。また、ロール紙の販売については決済端末の販売と同様、顧客に商品が引渡された時点において収益を認識しております。

(4) スプレッド

主に加盟店に対する決済代行サービスの提供を行っております。当該サービスについては当社から加盟店への決済代金の支払をもって履行義務が充足されると判断し、加盟店への支払が行われた時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
GMOカードシステム株式会社	770,000	770,000
GMOデータ株式会社	249,900	249,900
合計	1,019,900	1,019,900

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、移動平均法による原価法により取得原価を貸借対照表に計上し、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を実施する必要があります。ただし、実質価額が著しく低下した場合でも、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、事業年度末において相当の減額をしないことも認められております。

実質価額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した各社の財務数値を基礎としつつ、連結貸借対照表上ののれんや無形資産が計上されている関係会社株式には、それらのれん及び無形資産に表される超過収益力が加味されております。当該超過収益力は、損益計画を基礎として算定しておりますが、当該損益計画には不確実性があります。翌事業年度以降において、損益計画と損益実績に乖離が生じ、当該超過収益力の算定に見直しが必要になった場合には、関係会社株式評価損を認識する可能性があり、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

1.役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)1.役員に信託を通じて自社の株式を交付する 取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)2.従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

3.包括加盟店契約等に関する事項

当社は、継続的役務を提供する加盟店が提供完了前に経営破綻などに陥り、継続的役務の提供が出来なくなった場合、包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年 9 月30日)	当事業年度 (2023年 9 月30日)
短期金銭債権	34,914千円	65,477千円
短期金銭債務	49,294	67,037
長期金銭債務	14,135	14,135

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	94,505千円	125,418千円
営業費用	296,212	540,672
営業取引以外の取引による取引高	5,400	405,400

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
区分	前事業年度
子会社株式	1,019,900

当事業年度(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	(十四·113 <i>)</i>	
区分	当事業年度	
子会社株式	1,019,900	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 9 月30日)	当事業年度 (2023年 9 月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	65,986千円	108,872千円
減価償却超過額	18,821	39,840
商品評価損	12,664	5,300
未払事業税	11,238	15,874
未払法定福利費	9,434	18,037
その他	3,047	10,502
繰延税金資産小計	121,191	198,427
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	395	
評価性引当額小計	395	-
繰延税金資産合計	120,796	198,427

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 9 月30日)	当事業年度 (2023年 9 月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.72	2.90
住民税均等割	0.43	0.19
評価性引当額の増減	0.06	-
賃上げ促進税制による税額控除	-	4.34
人材確保等促進税制による税額控除	1.26	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	10.38
その他	0.01	0.52
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.46	18.47

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
	建物附属設備	15,585	-	-	1,050	14,535	1,137
有形	工具、器具及び備品	12,518	3,137	ı	3,506	12,150	12,030
固定資産	レンタル資産	23,222	14,550	ı	12,483	25,290	65,406
資産	リース資産	583	1	1	412	171	9,540
	計	51,911	17,688	1	17,451	52,147	88,115
無	ソフトウエア	812,232	371,057	1	280,595	902,693	-
形	ソフトウエア仮勘定	94,932	388,737	371,057	ı	112,612	-
固定資	その他	60	1	1	1	60	-
産	計	907,225	759,794	371,057	280,595	1,015,366	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウエア自社利用ソフトウエアのソフトウエア仮勘定からの振替371,057 千円ソフトウエア仮勘定自社利用ソフトウエアの資産計上388,737

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。 ソフトウエア仮勘定 自社利用ソフトウエアのソフトウエアへの振替

371,057 千円

【引当金明細表】

(単位:千円)

科目	当期首残高 当期増加額		当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,048	9,535	4,048	9,535
賞与引当金	215,500	355,560	215,500	355,560
役員賞与引当金	51,500	97,576	51,500	97,576
株式給付引当金	166	4,357	-	4,524
役員株式給付引当金	11,977	11,977	-	23,954

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行営業第二部
株主名簿管理人	 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 (公告掲載URL https://gmo-fg.com/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

⁽注)当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)2022年12月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年12月20日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第25期第1四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)2023年2月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第25期第2四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)2023年5月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第25期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ く臨時報告書

2022年12月20日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 GMOフィナンシャルゲート株式会社(E35642) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年12月18日

GMOフィナンシャルゲート株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 矢 部 直 哉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鴇 田 直 樹

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOフィナンシャルゲート株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G MOフィナンシャルゲート株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済取引データを基礎として計算されるフィー・スプレッド売上の正確性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

注記事項「(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載されているとおり、当連結会計年度のフィー・スプレッド売上は、グループ全体の売上高15,909,069 千円のうち、3,548,455千円であり、その殆どが会社にて計上されている。

フィー・スプレッド売上は、主に加盟店の決済端末を通じてクレジットカード会社等の決済事業者へ連携されるデータの処理サービス及び加盟店に対する決済代行サービスを提供することによって得られる収益であり、決済処理件数に処理単価を乗じて、又は決済処理金額に一定料率を乗じて算定される。これらの売上高は、決済事業者及び加盟店ごとに登録された処理単価や料率等のマスタ情報と決済事業者及び加盟店から連携された決済取引データに基づき、自社開発のITシステム内で算定される。当該ITシステムは複数の業務処理システムで構成され、個々の業務処理システムにおける計算及び業務処理システム間のデータ連携の正確性は、ITによって自動化された内部統制に高度に依拠している。

フィー・スプレッド売上を構成する個々の決済取引金額は少額であるが、処理される決済取引データの件数は極めて膨大であるため、マスタ情報が正確でない、又はITシステムによる計算結果が正確でない場合、その影響は広範囲に及び、金額的にも財務報告に重要な影響を与える可能性がある。

以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検 討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、決済取引データを基礎として計算されるフィー・スプレッド売上の正確性を検証するために、当監査法人と同一のネットワークに属するメンバーファームのIT専門家を関与させて、主として以下の監査手続を実施した。

(1) 内部統制の評価

IT全般統制の評価

システム開発やプログラム変更管理、アクセス管理、IT運用管理といったIT全般統制の有効性を評価するために、システム管理者に質問するとともに関連文書を閲覧した。

ITによって自動化された内部統制の評価

- ・取引の開始からフィー・スプレッド売上の計上に至るまでの業務処理システムにおける一連のデータフロー、データ処理及び自動化された内部統制を理解した。
- ・自動計算に関する内部統制の有効性を評価するために、 フィー・スプレッド売上金額の再計算を実施し、業務処理 システムによる計算結果と照合した。
- ・複数の業務処理システムのデータ連携に関する内部統制 の有効性を評価するために、業務処理システム間のデータ の整合性を検証した。

(2) 実証手続

マスタ情報の正確性の検証

処理単価や料率が業務処理システムに正確に登録されていることを検証するために、監査人が一定の基準により選定したマスタ情報を決済事業者又は加盟店との契約文書と照合した。

売上計算の正確性の検証

- ・フィー・スプレッド売上の計上根拠となる業務処理システムから出力された帳票の正確性を検証するために、監査人自らが帳票の再出力、又は再計算を実施し、会社が作成した帳票と照合した。
- ・フィー売上を検証するために、入金期限が到来しているフィー売上のうち一定の基準で選定したものについて、入金証憑と照合して一致を確かめ、一致しない場合は差異が合理的であることを検証した。
- ・スプレッド売上を検証するために、決済事業者から会社 に入金される加盟店の売上代金のうち一定の基準で選定し たものについて、入金証憑と照合して一致を確かめ、一致 しない場合は差異が合理的であることを検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、GMOフィナンシャルゲート株式会社の2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、GMOフィナンシャルゲート株式会社が2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及 び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して 責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 GMOフィナンシャルゲート株式会社(E35642) 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月18日

G M O フィナンシャルゲート株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鴇 田 直 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOフィナンシャルゲート株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルゲート株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成におい て対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済取引データを基礎として計算されるフィー・スプレッド売上の正確性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(決済取引データを基礎として計算されるフィー・スプレッド売上の正確性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。